

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和5年3月8日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから令和5年平泉町議会定例会3月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告4番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

通告4番、公明党、大友仁子でございます。

1番、安心して安全な子育て環境の整備について伺います。

少子化はコロナ禍において想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子どもをめぐる状況は深刻です。また、子どもを持つこと自体をリスクと考える若者も増えております。

こうした現状を重く受け止め、誰もが子どもを安心して産み育てられ、十分な教育が受けられる社会づくりを進めなければならないと考えます。国では、今年4月から「こども基本法」が施行され、こども家庭庁も設置されます。いよいよ私たちの地域でも子どもや若者、男女共同参画の視点から、子どもも親も希望を持って幸せを実感できる社会への構造改革を進めるときだと思っております。

そこで、（1）番、0歳から2歳児の第2子の保育料無償化を実施する考えはないか伺います。

（2）番、保育所に病児保育や病後児保育などのサポート体制を設立する考えはないか伺いま

す。

(3) 番、園児が使用したおもむつを保育所で回収する考えはないか伺います。

(4) 番、働く親のために、放課後児童クラブでの毎週土曜日の完全開校を望むが、見解を伺います。

2番、奨学金代理返還制度の周知について伺います。

若者が夢と希望を持って生きられる環境を整えることが大切であります。独立行政法人日本学生支援機構の2020年の調査では、何らかの奨学金を受給している学生の割合は、大学、昼の部で49.6%、短期大学、昼の部で56.9%に上り、卒業後の返還の負担に悩む人も少なくありません。

奨学金の代理返還、返還支援とは、奨学金を受けていた社員に対し、企業が返還額の一部または全額を支援する制度です。以前は社員の給与に上乗せする方法しかありませんでしたが、日本学生支援機構は2021年4月から、企業が機構へ直接送金できる制度に改善しました。この制度により、返還の負担がなくなります。一方、企業でも、若手の人材採用がしやすくなるメリットがあります。奨学金の代理返還制度は、奨学金の返済に悩む若者の支援、人材不足に悩む地元の企業の支援、そして地域の活性化にもつながる制度であると思います。

そこで、企業に対し奨学金の代理返還制度を周知し、学生と企業と地域社会の活性化を図ることは大変に有意義と考えますが、見解を伺います。

質問は以上であります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、大友仁子議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、安心して安全な子育て環境の整備に関して、0歳から2歳児の第2子の保育料無償化を実施する考えについてのご質問がありました。

議員ご承知のとおり、岩手県では令和5年度において、子育て支援の強化、充実に向けて、3歳未満の第2子以降の保育料を無償化する取り組みを行う市町村に対して、経費の2分の1を補助する県単独の新規事業を予定しているところであります。そこで当町においても、現在この補助事業を活用し、第2子以降の保育料無償化を実施するための準備を進めているところであります。年々出生数が減り続け、少子化が一段と進む中、子育て世帯への経済的な支援などに向けてこれからも取り組んでまいります。

次に、保育所に病児保育、病後児保育などのサポート体制を設立する考えについてお答えいたします。

現在は核家族化や同居の祖父母がいる世帯でも就労しているケースも多く、子どもが病気の際の子育てと仕事の両立は、子育て世帯にとって大きな悩みの一つと捉えております。そのような中において、安心して子どもを産み育てられる環境整備として、病児保育事業は重要な施策の一つとして認識しているところであります。現在、平泉保育所では病児保育事業の体調不良児対応型を実施しておりますが、病児対応型・病後児対応型につきましては病院や保育所等に付設され

た専用スペースまたは専用施設が必要であり、さらに隔離機能を有することや専用の調理室を設けることが望ましいなど、物理的な条件が必要となっているところでもあります。また、職員配置につきましても、近接病院等から駆けつけられる等の場合を除き、病児対応の保育士、看護師の常駐が原則であることや緊急時の際の児童受入れ先の医療機関の確保など、医療機関との連携が不可欠になっております。このようなことを総合的に勘案すれば、現時点では保育所への病児・病後児保育に係るサポート体制の設立は難しいものと考えております。

次に、園児が使用したおむつを保育所で回収する考えについてお答えいたします。

国では先般、認可保育所における使用済みおむつの処分状況についての調査を行い、その調査結果を踏まえ、本年1月下旬に厚生労働省より、保育所において使用済みおむつ処分を行うことを推奨する旨の通知があったところであります。そこで、当町においても国の調査結果を踏まえ、保育所との協議も重ねた結果、保護者にとっての負担軽減や衛生面、感染症等への配慮にもつながること、また保育士の業務の負担軽減にもつながることから、今後は保護者への取り組みへの理解と周知を図り、子育て支援等の一環として、令和5年度より使用済みおむつについては保育所において処分する方向で準備を進め、取り組んでまいります。

次に、働く親のために放課後児童クラブでの毎週土曜日の完全開校に向けた考えについてお答えいたします。

放課後児童クラブの開所については、月曜から金曜までは常に開所しておりますが、登校日ではない土曜日につきましては、運営委員会での運営側と利用者の保護者との話し合いなどにより、希望者がいない場合には閉所しているところでもあります。現在土曜日の開所は、すぎのこクラブにおいては原則4人以上の申込みがあった場合、たばしね児童クラブにおいては要望があった場合において開所しているところでもあります。特にすぎのこクラブにおいては、4人未満の申込みであっても、個々の家庭事情の相談を踏まえて、必要な場合にはできるだけ対応しているところでもあります。このような状況も、現在運営側における指導員の十分な確保に至っておらず、指導員の長時間労働につながっている課題などもあることから、まずは引き続き必要な指導員の確保に向けた取り組みを進め、土曜日の開所については人数の制限をなくして、希望があった場合には開所できるよう、今後も児童クラブとの協議を重ねながら取り組んでまいります。

次に、奨学金の代理返還制度の周知についてのご質問がありました。

独立行政法人日本学生支援機構等が行っている奨学金の返還に関して、企業が社員に対し、奨学金の返還額の一部または全額を支援している取り組みが代理返還制度であります。この取り組みは奨学金の返済という経済的、精神的な負担を軽減し、安心して働くことのできる環境を整備することで、企業の成長を支えていく優秀な人材の確保と定着につなげることもできる有意義な取り組みであると考えます。現在の本町における商工業者を取り巻く状況は、3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響や物価高、エネルギー価格の高騰により利益が圧迫され、企業としての体力を消耗している状況にあります。このような状況に対応するため、平泉商工会をはじめとする関係各所と引き続きしっかりと連携し、経済の回復を促すとともに、町内商工業者の体力が回復してきたときに備え、返還制度の周知を図るなど、必要な対応を講じてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それでは、順番に再質問させていただきます。

まず、1番目の0歳から2歳児の第2子以降の保育料無償化についてであります。岩手県では2月6日に発表しております。当町においても、令和5年度から無償化を実施するための準備を進めると答弁いただきましたが、これに関しての所得制限はありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

県のこの補助事業につきまして、所得制限についてはないというふうな発表になっているところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

分かりました。

初めに手を挙げたのが東京都で、来年度から実施するということが1月29日の記事に載っていました。東京都も所得制限なしで反響を呼んでいるということで、あるテレビ番組では2児の母親のコメンテーターが、3人目を初めて夫婦で話し合えたと言っておりました。

次に、病児・病後児保育に関して伺います。

こういう記事がありました。特に働く女性にとって大きな悩みは、子どもの突然の発熱です。調剤薬局で泣き崩れる女性がいたそうです。発熱した子どもを抱え、朝一番で病院に行ったものの子どもの預けられるところがなく、欠勤せざるを得ない母親だったそうです。調剤薬局に勤める友人によると、よくある光景だと語っておりました。こういう働く親御さんに対して、子育て支援の輪を広げていきたいと思えます。

そして、病児・病後児保育に関してなのですが、岩手県でも盛岡市、滝沢市、矢巾町、北上市、花巻市でもう既に行っております。それで、保育所では、保育所のサービス充実などについて、保護者に対するアンケート調査などは行っていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉幼稚園長。

平泉町立幼稚園長（千葉真由美君）

保護者に対するアンケート調査は年に1回行っております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

どういう内容でしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉保育所長。

平泉保育所長（千葉真由美君）

保育に対する内容と、それから園に対する説明がされているかとか、行事の開催についてのこととか、あとはそのほかにといいことで文章でいただいております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ある保育所でのアンケートなのですが、やはり保育所を少子化対策に一層役立てていくために、保育所のサービスをどのようにすることが望ましいかという調査を行ったそうです。それによると、平成20年の調査では第2位に病児・病後児保育の充実が掲げられております。

それで、子どもを持つ共働きの家庭の保護者が悩むのは、子どもが病気になったときなのです。その負担はほとんどが女性にかかっているのが現状です。古い資料となりますが、2003年4月に日本労働研究機構がまとめた育児や介護と仕事の両立に関する調査によると、過去1年間に子どもの看護のために休んだ日数は、男性では3日までが79.8%、4、5日が14%、そして6日から10日が4.5%であるのに対して、女性では3日までが34.6%、4、5日が18.3%、6日から10日が18.3%、そして11日以上が28.3%となっていて、女性への負担の偏りは明確に数値で表れております。そして、現在も同様の傾向であると思われまます。

また、調査で、仕事を辞めた理由を聞いたところでは、24.2%が仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさで辞めたと答えており、そのうち3割が、子どもの病気で度々休まざるを得ないためを理由としておりました。

このようなことから分かるように、本来的に求められる子育て支援は、子どもが病気のときに気兼ねなく休むことができる休暇制度の拡充であると考えますが、その上で、休めない場合にいつでも使えるような病児・病後児保育施設を整備することが大切であると思われまますが、このことについて見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ただいまの質問に対してでございますが、まず先ほどの病児保育の考え方について整理させていただきたいのですが、病児保育につきまして、特に職員の配置という部分におきましては看護師を常駐させなければいけない、それも10人に対して1名の配置。さらに、保育士におきましては3人に1人の配置を常駐させなければいけない。そして、専用スペースを確保しなければいけないというような条件が付されております。

先ほど町長が答弁申し上げたとおり、このようにる議員から今の現状についてのお話をいただいたところで、それもそのとおりだと思います。特に女性の方々が、お子さんが病気になっ

たときに仕事を休まなければいけない。それを解消していくためには、そういった受入れ施設の充実も必要かと思えます。しかしながら、今そのような整備については、なかなか人的な配置、専用スペースの問題など、るる課題もあります。

先ほどお話がありました、特に盛岡市、それから滝沢市につきましては、直接自治体で経営するのではなくて委託をしていると。そういった施設に対して委託をしているというような取り組みをされていると、それも広域的に。そういった観点も含めて、やはりこれからそういった情勢、課題に対して、一つの市町村で一つの施設をつくっていくわけではなく、広域的に対応できるものについてはそういう対応も考えていきますし、民間でそういった受入れをしている施設もごございますので、そういったところと連携が図れるかどうかといったことを含めながら、検討を進めていかなければいけないのではないかなと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

そのとおりだと思います。

そして、令和2年3月の資料、平泉町子ども・子育て支援事業計画の中に、病児・病後児保育事業というのがあります。事業内容は、病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業ですと。現状が、平泉保育所で実施しています。長島保育所は看護師の確保ができず、未実施となっております。体調不良児対応型は今やっているということで、平成30年度実績延べ人数を量の見込みとしますという表があって、確保方策として、両保育所で実施できるよう看護師等の確保に努めますということで、これは令和6年度までの事業となっておりますが、この件はどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

病児保育でただいま実施しているのは、今お話しのとおり、平泉保育所においては体調不良児の対応型というふうな取り組みをしております。これにつきましては、預かっているお子様、いわゆる児童につきましては、保育をしながら、急変した場合に一時的に対応できるような部分として看護師を、平泉保育所のほうは正職員ではなくて会計年度任用職員として現在配置できている状況であります。しかしながら、長島保育所におきましてはそういった募集を毎年行っているのですが、なかなか看護師の資格を持っている方の採用に至っていないというような状況になっております。

ですので、病児保育の中でも、今お話ししました体調不良児の対応型については対応させていただいておりますが、それよりも一段上にいくと、家庭で子どもが体調不良になったときに預けられるような施設にしていくためには、先ほどのような常駐の制度が必要になってくるというふうなことでの取り組みを行っているというものでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ここの令和2年度3月の事業計画にありますので、少しでも進捗していますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今申し上げたとおり、病後児保育の中での一つの施策として、体調不良児の対応型として現在も対応しております。しかしながら、お話のあったとおり、常にそのようなお子さんが出た場合に受け入れられる施設が必要なのではないかとというご質問だと思うのですが、それにつきましては、条件として常に看護師と保育士、それから専用スペースをきちんと配置しなければいけない。さらに、本来であれば、調理室も専用のものが好ましいというような条件が付されておりますので、それに向けては、現段階ではすぐそういった方向に向くのはなかなか難しいという状況であります。先ほどお話ししましたが、これは当町の保育所で必ず受入れということではなくて、広域的にもそういった部分でこれから協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

働く親御さんにとっては欠かすことのできない制度だと思うので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

次に、保育所での使用後のおむつの持ち帰りについてです。

令和5年度から、保育所において処分する方向で準備を進めるとの答弁でした。今まで保護者などから、おむつに関しての声はなかったのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉保育所長。

平泉保育所長（千葉真由美君）

直接保護者さんからのお話が保育所のほうにはありませんでしたし、アンケート等にもその件についてはありませんでした。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

なかったということなのですが、働く親御さんは本当に忙しい中、毎日毎日紙おむつに名前を書いて、そしてバケツを用意して、そこに保育士さんが個々に入れて、それを持ち帰るというふうに聞きました。両方にとって、親御さんもだし保育士さんもだし、すごい労力が要ると思われ

ますが、今までは何かそのことについて、どうしたらいいかなという考えはなかったでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

保育所における使用済みのおむつの処分についてというふうなことで先ほど町長のほうから答弁させていただきましたが、国のほうから令和5年1月23日に、過去に認可保育所などの調査なども行いながら、今の現状を把握したところで、各自治体に保育所での処分を推奨するというような文書が来たところでございます。

それで、今お話しのとおり、保護者につきましてはそれぞれ自分の子どものおむつを一定量保育所にきちんと置いて、使用した分についてはそれを持ち帰って、また補充をすると。さらに、名前を書いてきちんとやらなければいけない。当然保護者の負担、それから保育士さんの負担もあったかと思えます。

しかしながら、今まではそれが普通に当たり前だというふうな認識もあったのではないかなと思います。さらに、おむつに関しては、使用後に自分の子どもの体調を見る上では必要な部分ではなかったかなと。帰ってきて、自分の子どもがもしかしてお腹を壊しているのではないか、それは保護者として、当然そのようなことを気にかけるものではなかったかなというふうに思っております。ですので、それは当たり前のように考えていたのではないかなと思いますが、このような情勢の中で、常に子育て支援の環境という視点で、全てそれは、簡素化と言ったら失礼ですが、そういうような方向に向かっているような心配もございます。

しかしながら、やっぱり保育の環境というのは地域に差があっては好ましくない部分もございまして、ある意味、保育士の保育の負担の軽減、それから保護者のそういった軽減を図るために今回は4月から実施していきたいと考えておりますが、そのようなことがなかったのかというご質問に関しては、従来それをそのとおりにやってきたので、そのように感じているというのは、なかなか比べるものがなかったのではないかなと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

子どもの体調を見るのは分かりますが、連絡帳などで書いていただければ、それで済むのかなとは思いますが。

それで、岩手県でもおむつを処分している保育所と、あとはまだやっていない保育所があります。隣の一関市花泉町ではもう既にやっていると言いました。また、国の中でも、全部の保育所で処分している県は青森県、秋田県、新潟県、愛媛県の4県でした。すごく進んでいるなと思えました。だから、それぞれがそれぞれの課題とかに注視しながらやっていただきたいなと思えます。答弁にもありましたが、今年の1月23日に厚生労働省から、保育園で使い終わったおむつは保護者が持ち帰らずに園で処分をというのが通達であったと思えます。それでは、おむつについて終わります。

次に、放課後児童クラブについて伺います。

答弁で、現在土曜日の開所は、すぎのこクラブにおいては原則4人以上の申込みがあった場合、そして、たばしね児童クラブにおいては要望があった場合に開所されていると語られました。このすぎのこクラブでの4人以上にならない場合は閉所する今の現状なのですが、それについての見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

現在のすぎのこクラブでの土曜日の開所についてのところでございますが、先ほど町長が答弁したとおり、申込みが4人未満であればなかなか開所というふうなところに至っていない現状もでございますが、一方で、家庭の事情を聞きながら、土曜日お願いしたい方について、お一人でもお二人でも、その状況があれば対応はさせていただいているという部分はございます。この取決めなのですが、本来であれば、確かに申し上げたとおり、月曜日から土曜日まで開所するというのが大原則になっております。当然長期の休みなどについても開所すると。しかしながら、例えば平日であれば、学校が終わった後、夕方までということで5時間とかという時間なのですが、長期休業の場合、特に土曜日に関してなのですが、お一人でもお二人でも、要望があった際に、指導員の配置につきましては2名体制で行っていると。土曜日については最長11時間を超えますので、延べ4人が必要になってくるという現状もでございます。

ですので、一つは、申込みが4人というふうな基準については先ほども申しましたが、運営委員会で保護者と、それから運営側とで、大変申し訳ないですがというふうなことで、そういうふうな取決めを事前にした上で、まず了解いただいている。ただ、それでもやっぱり土曜日どうしても仕事に行かなければいけないというケースについては、対応させていただいているというところが今の現状でございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

利用者さんは、土曜日に関して、いつまでに利用したい旨を報告するのか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

土曜日の利用について、いつまでにというふうな取決めは、もしかしてされていないのかもしれませんが、分かった時点で、すぎのこクラブにつきましては事前にそういう取決めをされて、保護者の方にご連絡しているので、そういった分をできるだけ早く、土曜日をお願いしたいというふうなことがあれば、申込みが4人未満であっても、指導する人員の配置が場合によっては延べ4人ということになりますので、事前に早めにお伝えしていただければ、対応は可と聞いて

ております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ある介護施設で働く若いお母さんから切実な声がありました。その方は来月4月から新1年生になる息子さんがいらっしゃいます。仕事はローテーションで、休日は決まっており、毎週土曜日が休みとは限りません。放課後児童クラブでは、土曜日は利用される子どもの数によって開放するか、しないかが決まるとお聞きしました。このお母さんにとっては、突然児童クラブを休みますと言われれば、仕事を休まざるを得なくなってしまうと思います。そんなことをしていたら、社員からパートにならざるを得なくなってしまうと語っておりました。

このような状況の親御さんは、ほかにもいらっしゃるのではないかと思います。私が聞いた話ですと、土曜日の週の木曜日あたりに、親御さんが利用したい人は言ってくださいということ、もう直前に利用するかしないかの把握をすると聞いて、例えば3人だったら閉所しますという答えだったらしいのです。なので、そうすると突然、今週の土曜日やりませんと言われても、仕事の場合は大変なのです。仕事を休まざるを得ないという、こういう状況なのです。これは把握していますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

そのような詳しい状況については、私はそこまでは把握はしておりません。しかしながら、先ほどもお話ししたとおり、今それぞれの施設の運営者、いわゆる運営責任者とも確認をしながらそういう取決めをすぎのこクラブはされているようですが、いずれ家庭の状況が、仕事の業務のために休まなければいけないといった施設の運営ではございませんので、やっぱりそこは相談をしていただければ、勤務体制もあります、できるだけ1人でも対応できるように今後進めていきたいと思っておりますし、併せて、もともと指導員の数がこの情勢の中では非常に少ないというふうに考えておりますので、今現在も指導員の募集については行っておりますので、それを並行しながら、土曜日開所も含め、充実した施設運営にできるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

答弁にもありましたが、運営側における指導員の十分な確保に至っていない、引き続き必要な指導員の確保に向けた取り組みを進めると今もおっしゃられましたが、具体的にどのような方法で行いますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

具体的には、運営側のほうでのチラシといった募集なども毎年かけてはおります。しかしながら、もしかすると周知の範囲が狭いのかもかもしれませんので、そこら辺は例えば広報を使って募集を、私、今確認取れていないのですが、たしかそういったこともやったことがあるかもしれませんが、もっと幅広く募集をかけていかなければいけないというふうに考えております。いずれその中では、指導員としての資格のための研修などもこれから当然必要になってきます。指導員として募集の際には詳細もきちんと説明した上で、なるべくそういった部分も含めて、今後も周知を広く図りながらしていきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

ぜひ働く親御さんのためによりしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2番目の奨学金代理返還制度について伺ひます。

大学生や短大生を持つ全ての家族が、授業料や仕送りなどの経済的負担を楽に担えている状況ではなく、文部科学省によると、無利子奨学金、有利子奨学金と合わせて、全学生の約4割が何らかの奨学金制度を利用しているとされております。

家庭の経済事情から貸与型の奨学金を借りざるを得なかった学生は、大学卒業後一定期間を過ぎると返済が始まることから、社会人になって早々に返済義務を負うことになり、借りの必要がなく大学生活を送ることができた学生とのいわゆる家庭収入による教育格差が、会社員として働く中でも埋まることなく存在していると言える状況であると思われまひます。

奨学金の返済支援が地元企業の高度な若手人材確保の一つとなり、地方に若者を呼び込み、地元企業に人材を呼ぶことで元気なまちの実現につなげることができひのではないでしひうか。このことについて見解をお願ひいたしまひます。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

奨学金の代理返還制度についてでありますけれども、今議員おっしゃったとおり、企業にとっては非常に有効な施策かなというふうに考えております。この制度につきましては2021年度にできたもので比較的新しい制度ということで、全国的になのですけれども、まだまだ周知されていない部分というのが多いかなというふうに思ひます。当然当町におきましても、その周知についてはまだしていないというところがございますが、大学生の半分が奨学金制度を活用しているというようなところの現状はありますけれども、やはり制度の浸透的なところでは企業のほうに資するべきものかなというふうに考えております。

町内を見ますと、町内にも大学卒業の幹部職を求めている企業もあるというふうに聞いておりますので、やはりそういった制度を周知しながらやっていきたいというふうに思ひます。具体的には、我々のほうで企業訪問ですとか、あとは企業懇談会を開催いたしまひますので、その中で制度

の周知をしながら、そういった取り組みも有効ですよというようなことは周知していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

たまたま見た新聞の中に、2月22日の新聞なのですが、京都市の株式会社片岡製作所というところが新卒の若手社員の奨学金返済をやっているようで、入社2年目の社員は、「返済の心配はなくなり、ありがたい。仕事に専念して頑張りたい。」と話しています。そして、会社側としても、新卒採用面で効果が出ているし、今後も続けるといった記事がありました。

また、今おっしゃられましたけれども、独立行政法人日本学生支援機構は2021年4月から、直接企業から機構へ送金できるように改善されました。そして、この制度により、返還の負担がなくなるだけでなく、支援を受けた額の所得税が非課税となるのです。一方で、企業も若手の人材を採用しやすくなるメリットがあると同時に損金算入ができて、法人税の減額も見込まれます。

平泉町も人口が7,000人を割ってしまいました。町内から通える企業はたくさんあると思うのです。町内だけではなく近郊、一関市、奥州市とか北上市へも通われている方もたくさんおりますので、ぜひ町内の企業に限らず、近郊の自治体とも連携を図りながら、企業に大いに周知していただきたいと思います。そして、若者の都会への流出に歯止めをかけることができると思いますが、この件で見解をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

まず、県内の取り組みでありますけれども、岩手県につきましては、いわて産業人材奨学金返済支援制度というので広く認定企業を募集しているというところでございます。内容につきましては、企業と連携して、これは個人に対して支援するというものでございます。なかなか業種のほうも限定されているものでありますけれども、県で取り組んでいるものづくり産業等に就職している方に対して個人に支援というところでございます。岩手県と募集してきた認定企業と連携しながら出資をして、基金をつくっているという状況でございます。当然これは人材確保ですとか定住促進というようなところもございますので、企業側も学生に対して広くPRできますし、募集に対しても有利になるというようなところで、優秀な人材の確保につながるものというふうに考えております。

盛岡市では実は昨年、令和3年4月からホームページで周知しているというような状況でございます。それまでは企業から社員に手当として支給しているといったところでございました。先ほど議員おっしゃるとおり、手当として支給になると所得税にも跳ね返ってくるというようなところもあります。ただ、実際実績としては把握できていないというので、多分ないのではないかなというようにも話を伺ったところでございます。

隣の一関市も直接個人へ支援しているというところがございます。2分の1の補助で、上限につきましては月額1万円というようなどころでございます。これにつきましても職種を限定しておりまして、市内への就職はもちろんなのですけれども、民間の保育士、幼稚園教諭、医療関係者、あとは起業者、事業承継者といったところで支援をしているというところがございます。

遠野市などでも独自の奨学金制度、半額支援というようなどころもございますけれども、いずれ、先ほど町内から通える奥州市ですとか一関市、北上市、金ケ崎町にもいろいろな企業ありますけれども、そういった企業で優秀な人材が平泉町に住んで、そこに通えるというのが当然ありますので、非常に有効な施策と考えております。ただ、先ほど町長が答弁したとおり、企業の体力というか、今コロナ禍でなかなか非常に厳しい状況ありますので、そういった状況も踏まえて、あとどの程度活用できる人材があるか、企業との懇談を通じてその辺を調査、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

最後ですけれども、大いに周知して、どんどん若者を受け入れていただきたいと思います。2月28日の新聞に、企業による返還支援の動きが活発とありました。2021年4月から、奨学金を貸与する独立行政法人日本学生支援機構に対し、企業が社員に代わって直接返還できる代理返還制度が始まり、導入企業が増加しております。全国的な話になりますけれども、2022年10月末時点で約500社が制度を設けているそうです。

それでは、私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで大友議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時03分

議長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので再開いたします。

通告5番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

通告5番、阿部圭二です。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

平泉町の人口が7,000人を切ってしまいました。人が減って、住んでも平気ない町を目指す

べきと考えます。農業も観光も頑張っはおりますけれども、これからという形になっております。労働者の賃金も上がらない中で、少しでも人口が少なくならないような施策をと考えて質問させていただきます。

質問事項は2点であります。1つは人口減少対策であります。

国でも子育て支援にかじを切っております。いよいよ人口減少に歯止めをかけるべきと考えております。平泉町でも思い切った施策が必要と考えておりますけれども、2点あります。子育て世帯への思い切った施策として、移住者への住宅補助や生活補助、全ての子どもの保育料の無償化、学校給食の無償化、小中学校への補助、ひとり親支援としての定額の支援を検討すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。検討をお願いします。

そして、2点目でありますけれども、移住促進のため空き家や耕作放棄地などを購入しやすい制度、また改善の費用等への支援などを検討すべきではないでしょうか。

そして、質問事項の2点目として、パートナーシップ制度の導入についてであります。

昨年、一関市でも導入されたパートナーシップ制度、全国的にも広がってきております。平泉町でも導入を考えるべきではないでしょうか。

以上、質問をよろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、阿部圭二議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、人口減少対策についての子育て世帯への思い切った施策を検討すべきのご質問がありました。

まず、移住者への住宅補助や生活補助につきましては、今年度から「平泉町若者・移住者空き家住まい支援事業」により、移住者が空き家を取得及び改修する際、さらに子育て世帯の場合には補助金を加算して支援する制度を創設しておりますので、空き家対策とも関連づけながら引き続き支援を行うとともに、令和5年度からは町営住宅を活用した「お試し居住体験事業」により、住宅生活支援を行い、移住を促進してまいります。

全ての子どもの保育料の無償化や学校給食の無料化、小中学校の教材費の無償化につきましては、少子化対策への有効な方法であるとは考えますが、現状では財政負担が大きな課題となることから、完全無償化は難しいものと考えております。一方、保育料については、岩手県では令和5年度において、3歳未満の第2子以降の保育料を無償化する子育て支援強化の方針を打ち出されたことから、町としてもこの新規の補助事業を活用しながら、無償化対象範囲を拡充するための準備を進めているところであります。今後とも幼児教育・保育の質の維持、向上と多様化する利用者ニーズに応じた保育サービスの提供に取り組んでいくとともに、国・県の少子化対策や子育て支援の政策についても注視してまいります。また、小中学校の教材費や給食費につきましては、就学援助制度の支給費目となっておりますので、経済的な援助を必要とする世帯が確実に援助を受けられるよう制度の周知等の徹底を図ってまいります。

就学援助の制度の拡大につきましては、経済的な援助を必要とする世帯の高校生に対して、国の高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の制度があります。特に、高校生等奨学給付金については返済不要の給付金となっており、授業料以外にも利用できるものとなっております。また、大学に通う学生に対しては、高等教育の修学支援新制度により授業料の減免や生活費の補助があります。さらに、町で行っている育英資金については高校生以上が対象であり、その用途については制限をしていないものとなっております。これらのことから、現状として、必要な世帯が援助を受けられる体制となっているものと認識しております。したがって、町として就学援助を高校や大学へ拡大する考えはありませんが、育英資金については社会情勢等を注視しながら、制度の充実等について今後検証を行ってまいります。

ひとり親支援としての定額の支援につきましては、国の制度において、ひとり親家庭等の生活安定を図り、自立を促進することを目的に児童扶養手当を支給していることから、町独自のひとり親家庭への定額の支援については考えておりません。なお、当町においては町民福祉課窓口において、離婚届等の届出をされた方々に対して、ひとり親家庭医療費助成の支給手続などの経済的支援や、ひとり親家庭等のための支援策ガイドブックなどを活用して県などが実施する各種支援制度全般の周知を図っておりますので、引き続き分かりやすい支援、相談体制を構築するとともに、関係機関等との連携をより一層強化し、相談者に寄り添える支援を推進してまいります。

次に、移住促進のため空き家や耕作放棄地などを購入しやすい制度、また改築の費用等への支援についてのご質問がありました。先ほど申し上げました今年度から創設しました平泉町若者・移住者空き家住まい支援事業につきましては、空き家の取得及び改修に係る費用への補助金となっておりますので、引き続き制度の周知を図りながら支援を行ってまいります。

次に、パートナーシップ制度の導入についての質問がありました。地方自治体が同性のカップル等を公的に認め、証明書等を交付する、いわゆるパートナーシップ制度につきましては、議員ご指摘のとおり、全国的に導入する自治体が広がっております。その一方で、市町村間で対象者の範囲や認定の手続きが異なり混乱が生じかねないことや、市町村と県が別々に制度を導入すると二重行政となり、利用者への負担が生じることなど、課題も指摘されております。このことから、現在岩手県において、市町村がパートナーシップ制度を導入するための参考となるような県独自の指針を策定中であり、今月中には示される予定となっております。本町では昨年、平泉町男女共同参画推進委員会において、LGBTQプラスやジェンダー平等について学習するなど取り組みを進めておりますので、引き続きジェンダー平等の理解促進に取り組むとともに、制度の導入につきましては、県から示される指針の内容を踏まえながら検討してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、大体順序不同になるか、そこら辺は分かりませんが、順番に質問させていただきます。

まず最初に、令和5年度よりお試し居住体験事業を始めるということで、私も前ちょっと言っていたような気もしたのですが、とても評価できる内容だと思いますし、今年度より始めた平泉町若者・移住者空き家住まい支援事業、県の事業ということなのですけれども、どのような成果だったのかお聞きしたいです。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今年度から実施をしております若者・移住者空き家住まい支援事業につきましては、県のほうで制度化をし、町が実施をする場合、県から半額の助成をいただくというふうな事業でしたけれども、今年度の活用実績は今のところない状況でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

県での事業となると、活用というのはなかなか難しいのでしょうか。本当に非常に残念であります。岸田首相によりよくちょっとマスコミにも登場した岡山県の奈義町でありますけれども、人口が6,000人で出生数が2.81という値を出しているのです。出産祝金の額が1人の場合は10万円、2人の場合は15万円とか3人の場合20万円、4人で30万円というふうに出してきているのです。なかなか当町で出すというのは本当に大変なことだと思うのですが、そういう成果が出ている、そして保育料の助成や高校生への通学費助成、高等学校等就学支援では在学中の3年間に年間9万円を出して移住者を増やしているということなのですが、ここまで出せとは言わないのですが、今までどおりの施策ではそのままの現状になる可能性というのがとても高いと思うのです。もう少し考えるべきではないかと思うのですが、いかが考えていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今ご紹介をいただきましたような自治体の事例というのも把握をしております。今、全国的に自治体間競争みたいなのところもあって、豊富な予算があるところについてはどんどんやるといふようなことはありますけれども、前の議員からの質問にもお答えした部分があるのですが、移住を決めた方の約8割がそういった施策で選んだわけではなくて、地縁、血縁、関係性でもって移住先を決めているというふうなデータがございます。これ、実は今、県南広域振興局を中心としました南いわて移住定住戦略会議というものを設けて、管内県南地区で連携をしながら、この地域への移住、そして先ほどもありましたけれども、通える範囲に企業がたくさんございますので、そういった市町村間で、住んだところで勤めるだけではなくて、管内で仕事を見つけていこうというような取り組みを行っているところでございます。

ですので、今、平泉町として、それでは何百万円という制度ということとはなかなかやっぱり厳しいものがございますが、ただ、出産から子育て、そして移住の施策、結婚の施策というものに

については、一つ一つではなくて、やはりパッケージで切れ目のない支援が設けてあるということが非常に大事だというふうに思っておりますので、そういう点では当町でも結婚時期から移住、それから定住、子育て時期まで、それぞれの制度としては準備をしております。それだけで呼び込むということではなくて、やはり今は関係人口といったもので、先ほど申し上げましたとおり8割がそういうところに移住するという実績からしますと、昨年度、それから前々年度に行いましたスパルタキャンプにおいて既に5名ほどが移住を決めているという状況を見ても、やはり関係性を持って移住を進めていくというふうなところで、今後とも当町としては取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

奈義町でもそうなのですが、やはり1パッケージでというような支援で動いているみたいで、ちょうど平泉町でも同じような施策をやっていますので、決して劣っているとは思いません。やり方次第で、もう少しうまく回るといいのかなと思いますけれども、奈義町では子育て中の短期間の仕事を行うという声で、まちの人事部事業で希望者の声で支援したことが、社会との接点を持ちづらい町民を孤立させない、住民を流出させないというような動きがあったということですし、住民同士がつながり、母親同士で当番制の自主保育ができたというようなこともあります。ママ友の交流が出生率の向上につながったのではないかとされているということで、必ずしも金を使えばいいのだということではないのだということは平泉町でも同じだと思うのですが、できればもっと使ってほしいというのも、私個人としてはあるわけがあります。

それでは、次の質問に行きたいと思うのですが、3歳未満の第2子以降の保育料無料化が行われるということで、先ほど議員も言っていますけれども、今、保育料自体は幾らなのか。そして、第1子を出すのに全額でどれぐらいの額が必要なのかというのが分かるかというのがあると思うのですが、ぜひお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ご第1子を出すのに幾ら必要かというご質問かと思いますが、まず、令和5年度の予算を計上している部分で言いますと、3歳以上が無償化ということで、0歳から2歳までの保育料を算出して計上させていただいておりますが、1,046万2,000円、これは保育料のみですが、計上をさせていただいております。現在第2子の無償化というふうなことで、今算出している人数が、実は対象になり得る方が22名ぐらいではないかと。これは当然変動するものであります。それで、その方々の保育料を算出しますと約330万円ほどになるかなと。

ですので、1,040万円から330万円を引くと、0歳、1歳にかかる費用が、これは0歳も入っているものですので、一概に1歳児だけというのは今手元にないので、700万円ぐらいになるのかなと推定しております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

全額出せとは言わないまでも、結構この額だともしかしたら半分でも出せるかとか、いろんな考えはあるのかなと思うので、ぜひ出していただければと思うわけです。これは、今まで町独自の支援をしていたのですけれども、なかなかほかの市町村との格差みたいな部分が見えてこない部分でも、平泉をアピールするという点でも非常にいい施策になるのではないかなと思うので、この辺の部分はどうだとしていただけるといいかなと思っております。

それでは、次の質問になるのですけれども、今2020年の婚姻数は52万5,507組であります。2015年が63万5,225組でした。コロナによって結婚する人も減ってしまったようでありまして、離婚者が結婚数が減ったためにさらに悪化して、3分の1以上が離婚するような形に今なっています。

そして、母子世帯は123万8,000人、父子世帯で22万人で、世帯収入でも母子世帯は291万円、父子世帯は455万円。これを見ても、母子世帯がいかにも収入がなく、そして結構劣悪な環境にあるということが分かると思うのです。

そこで、北上市でもひとり親家庭への支援というのを始めたのですが、平泉町でもこの支援というのはひとり親に限定はしているけれども、子どもたちへの支援という点では変わらないと思うので、そして、いい政策がひとり親に対しては支援がいっぱいあるのですけれども、なかなかそれを利用していないというような話もお聞きします。そういう部分でももっと周知の方法も考えていくべきだと思いますし、手を打ったらどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ひとり親家庭へのそういった支援策の周知についてのご質問かと思いますが、先ほど町長が答弁したところでございますが、いずれ当課の窓口に来て、離婚等を含めて、まず一義的に支援策について、ハンドブックが県のほうでも出されていますので、そういった部分で支援内容について周知とか、対象者の方にお知らせしているところもございますし、当町のほうにつきましては、児童扶養手当のみならず医療費の関係についても18歳まで、それは親も子ども対象になりますし、障害を持っている場合は二十歳まで、そういった医療費の助成は行っております。

こういった支援策についてですが、議員ご承知のとおりだと思いますが、児童扶養手当とそれから児童手当も、この金額が高いか安いかなというふうな問題はいろいろあると思いますが、いずれ支援策を厚くするという考え方については、当町独自というよりは、やっぱり国が責任を持ってやるべきではないのかなと。話が脱線するかもしれませんが、限られた財源の中でいろんな施策を、先ほどまちづくり推進課長もお話ししましたが、自治体競争で、これをやればこうなるといふような理屈が通っているかどうかという検証はされておられません。

実際国のほうでも、出生数は今年もさらに、2022年は80万人を割っています。3歳から5歳までの無償化は令和元年に始まっていますが、これが結びついているかどうかとなるとまだ効果が出ていないのかもしれませんが、そういった課題があるので、あくまでもどのような形でこの町に人が住みたいのか、愛着を持てるのか、それはやっぱりパッケージ的に考えていかなければいけない問題だと思いますので、ひとり親世帯につきましても、補助とか扶助だけではなくて、どういうふうな相談体制ができるかとか、総合的に考えていかなければいけないのではないかなど考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

確かに額も2人目になるといきなり下がる金額の部分も相当ありますし、少し考えていく必要があるのかなという部分も、その分は町でいきなり持つというわけではないのですが、本来は国のほうで持つべきものというのは相当あるのかなと思いますし、そこまでいかないなら、町が少し独自でというような部分を出してきてもいいのではないかと思います。

質問なのですけれども、ひとり親の女性の方なのですけれども、休業手当が給与額の6割ということで、とても低過ぎると言っているのです。確かにこれも国の問題で、何ともならないと言われればそれまでなのですが、本来8割なり10割なりという支援が必要だというのは本当にそのためだと思うのですけれども、町独自の支援というのはいきなり出せと言っても出せないでしょうけれども、考えていくべき部分、必要なのかなと思います。

減免について、健康保険税もそうですし、就学援助についてもそうなのですが、減免をして払わないで済む年というのは確かにあるのですけれども、コロナで1年目だったらいいのですけれども、2年目、3年目と続いてくると、前年の3割なり5割という減免にはならないのです。そのときに、そうして頑張って今年働いて、前年が半額ぐらいになって少しまた上がりましたといった場合にはさらに何も出ないというような格好になるし、減免もないというような状況になるというのをお聞きしたのです。コロナで2年目、3年目となるとさらに続いてくるわけで、そうなるともうずっと減免の対象ではなくなるわけで、本来ならコロナ禍の前の3割とか5割とかというような額にしなければいけないのに、こういうふうになっていない。これは本来国の問題なのですけれども、少し町でもこういう部分も考えていく必要があるのかなと思うのです。

これは医療費に限らず、ひとり親向けの制度というものの全てが18歳で切られていて、医療費なんか18歳で切れて、今子供たちが就職したくてもできない、そのまま家に残っている状況の中で医療費分まで持って、さらに収入もなく、免除もないし減免もないという状況になったときに、本当に大変な状況の中でやっている人がかなりの人数がいるのだなということが分かるのです。だから、町で持つというわけではないのですけれども、本来二十歳ぐらいまでの支援というのは必要なのかなと思うのですけれども、そういうことについて町の支援が少しでも加算されると、あ、平泉町はちょっと違うぞと思われると思うのですが、いかに考えますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

新型コロナウイルス感染拡大に伴う減免については、令和2年から3年間にわたり実施しているところでございます。国からの通知によりまして、減免対象については前年の収入の10分の3以上の減少率があることということが基準になっております。議員ご指摘のとおり、年々減免の対象者は減っているところではございます。

税務課といたしましては、コロナに特化した減免というよりは、現在はコロナ以外にも例えば物価高騰ですとかといった状態で経済困難という場合においては、納税相談などを実施しているところでございます。その方と直接お会いして、現状がどのようなものなのかといったところを把握して、その方に合った分納ですとか、あとは執行停止ですとか、例えば社会福祉協議会のほうに要請をして支援をしていく。そういった状況を見ながら支援をしていきたいと考えております。

あとは、もともと国保の減免については所得の減少に伴う特例というものがございますので、適用できるようでしたら、そちらも適用していきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

相談を受けた内容だったのですが、本当に厳しい話だなと私自身も思いましたし、何とかしてほしいという部分もありますし、大変な部分だとは思いますが。

次の質問に行きたいと思うのですが、就学援助の制度の拡大とかもありましたけれども、高等学校等就学支援金とか高校生等奨学給付金とかの制度もありますけれども、そういうのを利用した人がいるのか、あと就学援助利用者というのはどれぐらいいたのでしょうかというようなこともちょっとお聞きしたいのですが。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

当町における就学援助の対象者数というところでございますが、令和4年度におきましては、小中学校になりますが、要保護世帯ということで、生活保護の受給世帯ということにはなりますが、こちらにつきましてはゼロ世帯ゼロ人ということになります。

続きまして、準要保護世帯というところで、生活保護世帯に準ずる程度というような世帯になりますが、40世帯74名ということで、こちら今お話しした分につきましては、2月末現在というところでございます。各学校ごとにつきましては、個人が特定される可能性もあるということで、学校別は控えさせていただきます。

参考までになのですが、過去3年間を見ても、令和3年度におきましては要保護世帯が1世帯の1名、準要保護世帯が44世帯の74名、令和2年度におきましては、要保護世帯1

世帯の1名、準要保護世帯が45世帯の69名、令和元年度におきましては、要保護世帯が2世帯の3名、準要保護世帯が42世帯の66名というようなところで、傾向を見ますとやや横ばいというようになっているのかなというような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確認なのですが、コロナの2年目、3年目には減ってきたのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

先ほどご説明いたしました、令和3年度、令和2年度を見ますと、それほど変わっていないという状況がうかがえるかと思えます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

減っているのかなと思ったら、そうでもないのだなということはちょっと驚いてしまいましたが、次の質問に行きたいなと思えます。

確かにこうやって援助というのは必要だなと思えますし、今なお苦しんでいる人たちから見ると、何とか高校や大学での支援というのも、平泉町としてもこれは少し売りになるような支援になると思うので、ぜひ考えていくべきかなと思っております。

それでは、次の質問です。学生や労働者が平泉町から通うような支援が必要と考えるのですけれども、いきなりで何だろうと思うかもしれません。大学などでの支援も出てきましたけれども、フードバンクなどで喜ばれているのがお米ということで、大変学生が苦しい生活をしているのだなというのが見えるのではないかなと思えます。オンライン授業でもノートパソコン、プリンター、Wi-Fi環境がないと授業が満足に受けられないということなので、スマホで頑張っていた方もあったみたいなのですけれども、資料の文字が読めなくて、とてもレポートなんかも書けないと、これでは進級できないというようなこともお聞きしました。

そこで、平泉町から大学へ通えるように通学費等、新幹線の回数券とか、いろいろあるのかもありませんけれども、定期券も含めて。結果、バイトもやれない環境の中で、本当に向こうに行ってアパートに入る必要があるのかというような部分もあるのではないかと思います。それなら、ここから通えるような施策、その部分を町で独自に、全額というわけにはいかないのですけれども、何がしかの補助というのは考えていくべきだし、それによって地元の近くで働いていけるとか、地元に残るといった環境もつくれるのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

大学生等への通学費といえますか交通費に対する支援というような質問かと思いますが、当町におきましては、ご承知のとおり高校や大学がないということから、町内の学生につきましては、皆中学校を卒業後、この平泉町から離れた高校や大学のある市町村等へ通学しているというような状況でございます。

それで、そのような学生に対しまして、交通費に対する支援策というようなところで活用できるのが、町で現在行っている育英資金ではないかというようなところで認識しているという状況でございます。こちらの育英資金につきましては、特に用途を限定しているというようなところではございませんので、そちらの育英資金のほうを活用しながらということで、必要な方々にはそちらを活用できればというようなところで考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに育英資金は使えるというのは分かるのですが、何がしかの補助があると、また平泉町にとってもちょっと売りになるのではないかなと思うのです。今回学生の話だけではなくて、お父さんが高速道路を使って働きに行っているとか、そういう方々もそうやって平泉町に住んで、働きに行くなり勉強するなり、そういうような形というものを考えていく必要があるのかなと。

オンラインの授業がかなりよくなりましたので、そういう部分では可能な感じはするのです。平泉町から通えるのか聞いてきたのですが、ちゃんと通えるようなので、金額的な部分は確かにあるのですが、できるのだというのが私自身驚いた部分なのですが、もう少しこういう活用も必要なのではないかなと思います。

最後にちょっと念押しでいきたいなと思うのですが、先ほどひとり親世帯のことをやったのですが、本当にひとり親に対して、受ける専門の部分というのを立ち上げて、やる必要はあるのかなと思うのです。これだけの離婚の数といい、ひとり親になる可能性がとても高いというか、先ほど言っていなかったのですが、その人たちがひとり親同士なり、ひとり親と結婚したことのない方が結婚するという数がとても増えているそうなのです。そういう部分では、これは平泉町にとってもちょっと有利な部分であり、そういうみんなが集まれるようなところなり相談するような場所なり、何とかカフェみたいな感じの形でもいいのですが、そういうものをつくっていく必要があるのかなと。結婚の部分でもそうだし、お互い結婚すればまたいいこともありますし、苦労してきて、離婚された方々ですから、とても魅力のある方が多いでしょうから、そういう部分でもとてもいいことではないかなと思います。もっとうまく活用できればなと思います。

次の質問のパートナーシップ制度についてであります。

確かに県のほうでも何か今月中ぐらいにちょっと言っていましたけれども、それを待たずに

やってほしいなというのが私の希望なのですが、学習は平泉町で本当に進めてきたということも理解しております。そして、県との関係を気にしているようですけれども、既に一関市では導入されているわけですから、導入自治体も増えていることですし、ちょっと調べればいろいろな部分が出てくるかなと思います。男女共同参画については本当、以前から平泉町では学習なんかに取り組んでいるのです。だからこそ、一関市の制度を参考にしながら、平泉町独自のパートナーシップ制度導入に向けて動き出すことが必要なのではないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

県の指針を今待って、それを踏まえてというふうに答弁をさせていただいたところですが、これは、その後の活用に関わって市町村間でも相互利用ができたとか、あとは県の例えば県営住宅への入居とか県立病院の面会とか、そういったものにも広く活用できるというふうなことを想定しての今調整ということでございますので、それを受けて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

なかなか大変な状況の中で、苦勞している部分というのは相当あると思いますので、引き続きひとり親世帯、結婚できるような形をどんどんつくっていくということがとても重要になると思います。これは皆さんとともに、行政側とともにやっていきたいなと思います。質問はこれで終わりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

これで阿部圭二の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告 6 番、猪岡須夫議員、登壇、質問願います。

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

猪岡須夫であります。

一般質問を行いたいと思います。

質問事項は 4 つでございます。

まち・ひと・しごと創生推進基金活用事業についてが1つ、2つ目は平泉町交通施策について、3つ目は健康福祉交流館運営について、4つ目は小中学校でのICT整備と運用について。

まち・ひと・しごと創生推進基金活用事業について。

1つ、令和6年度までに想定している企業版ふるさと納税による基金の現状及びその基金の活用状況について伺います。

2つ、それらの事業の今後の見通しについて伺います。

2つ目の平泉町交通施策について。

1つ、コミュニティバスの停留所整備について伺います。

2つ、コミュニティバスの増便の可能性について伺います。

3つ、町役場に停留所新設の考えはないか伺います。

大きな3つ目であります。

健康福祉交流館運営について。

令和2年度、令和3年度決算及び令和4年度現計予算で一般会計より1億2,000万円超の繰入れがあります。今後もこれまでと同様な一般会計からの繰り出しを続けるのか伺います。

大きな4つ目であります。

小中学校でのICT整備とその運用についてであります。

小さな1つ目は、通信環境の悪い地域があることを把握しているか伺います。

2つ目は、家庭のICT利用環境の有無等について調査をしたかどうか伺います。

3つ目は、児童生徒が義務教育を継続して受けるに当たり、新たに保護者に継続的な経済負担が発生したことをどう受け止めるか伺います。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

猪岡須夫議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、まち・ひと・しごと創生推進基金活用事業に関して、基金の状況と活用状況についてのご質問がありました。

まち・ひと・しごと創生推進基金には、企業版ふるさと納税による寄附金を積み立てておりますが、現在、令和3年度及び令和4年度の寄附金650万円と一般会計からの積立金20万円、合わせて670万円を積み立てております。

基金の活用につきましては、平泉バイオレジリエンス推進事業と平泉志業支援事業に活用することとしており、令和5年度から基金の一部を取り崩して、平泉バイオレジリエンス研究所の活動支援やスパルタキャンプ及び起業支援の事業に充当していく予定としております。

次に、今後の見通しについてのご質問がありました。

企業からの寄附につきましては、企業の業績に大きく関わってくる側面もありますが、コロナからの経済回復が見られる中で、今後寄附額が増加することに期待しております。

平泉バイオレジリエンス研究所においては、引き続き多くの企業訪問を行っていると同様です。町としての、本町に寄附いただくことによる、企業側のメリットや社会的効果などをPRしながら、積極的に寄附を呼びかけていきたいと考えております。

次に、交通施策に関して、コミュニティバスの停留所整備についてのご質問がありました。

コミュニティバスにつきましては、令和3年度の実証実験を経て、昨年4月から本格運行を開始しておりますが、停留所の追加や区間内のフリー乗降など、利用者のご意見を伺いながら、必要な見直しを行ってきたところであります。

停留所につきましては、各地域のごみステーションなど49か所に設定しており、今年度においてバス停の標識を作成しましたので、今後設置する予定としております。

なお、待合所のような建物を設置することにつきましては、場所の確保や49か所に設置するための財政負担の課題もあり困難であることから考えておりません。

次に、コミュニティバスの増便と町役場への停留所の新設についてのご質問がありました。

コミュニティバスの運行内容の見直しに当たりましては、地域公共交通会議での了承と国からの許可が必要となることから、利用者や地域公共交通会議から継続して意見を伺っているところであります。

2月24日に開催した地域公共交通会議において、利用状況や利用者からの意見などを踏まえながら議論いただきましたが、当面は現行の運行内容を維持していくこととなりました。しかしながら、今後も交通空白地域における移動手段として利用しやすい運行とすべく検討してまいりますので、令和5年度に予定している各行政区での地域懇談会などを通じてご意見を伺いながら、必要に応じて見直しを検討してまいります。

また、コミュニティバスだけで全ての移動手段を確保していくことは困難でありますので、従来から申し上げておりますとおり、コミュニティバスや路線バス、タクシー、鉄道など様々な公共交通の組合せによる公共交通網を維持していけるよう、引き続き各公共交通事業者と連携を図ってまいります。

次に、健康福祉交流館の運営について、今後もこれまでと同様に一般会計からの多額の繰り出しを続けるのかのご質問がありました。

健康福祉交流館は、平成13年に町民の健康維持増進と人々の交流により活力ある地域社会をつくるとともに、福祉の向上を図ることを目的として開館し、これまで22年間にわたり200万人を超える多くの入館者を迎え入れてきたところであります。

運営については、町が直接運営しておりますが、平成20年度以降は入館者が10万人を割り続けたことから、入館料も減少し、一般会計からの繰入金も毎年度1,000万円から2,000万円程度の繰入れをしなければ、経営を維持することが難しい状況になっております。特に令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症による入館者の減少に加え、施設の老朽化に伴う修繕工事や原油価格の影響による急激な燃料費、光熱水費などの高騰による支出額が増加し、さらに、今年度においては、機械設備の故障による設備の更新などにより繰入金を例年以上に増額しなければなら

ない状況になっているところでもあります。

そこで、このような経営状況を改善していくために、現在施設の活用化に向けた調査事業を委託実施しているところであり、現状分析を進めている中で大きな課題の一つとして、町営温泉の商圏人口から分析した利用者はかなり多い反面、消費単価が非常に低いという課題が挙げられているところでもあります。このため、今後はこの調査事業による分析がまとめ次第、調査結果の検証などを行いながら、まずは消費単価を上げていく方策を早急に検討、実施し、更に魅力ある施設に向けての機能向上のための検討も進めながら、収入の増加につなげていくとともに、一般会計からの繰入金の抑制に努め、施設の経営健全化に向けて取り組んでまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

猪岡須夫議員からのご質問にお答えいたします。

小中学校でのICT整備と運用に関し、通信環境の悪い地域があることを把握しているかのご質問がありました。

データ通信網のうち、光回線の提供エリアにつきましては、町内のほぼ全域がカバーされているため、光回線を利用したデータ通信であれば、安定した通信環境を確保できるものと認識しております。

一方、モバイルWi-Fiやデザリングで使用されるLTEエリアにつきましては、通信事業者によって提供エリア外となる地域があることを把握しております。

また、全域をカバーしていると公表している通信事業者であっても、環境によってはつながりにくい地域もあることから、通信環境の悪い地域の家庭でオンライン学習を行うためには、光回線を利用していただくか、または、安定したモバイルデータ通信が確保できる通信事業者のサービスを選んでいただくなど、各家庭の状況に応じた選択が必要になるものと認識しております。

データ通信の品質について保護者から問合せが寄せられた場合には、個々の状況に合わせて丁寧に説明してまいりたいと考えております。

次に、各家庭のICT利用環境の有無等について調査したかのご質問がありました。

各家庭におけるWi-Fi環境の有無につきましては、各学校の保護者を対象とした「家庭におけるインターネット環境に関するアンケート」を令和2年度及び令和3年度に実施し、実態を把握したところです。

本年度において、中学校ではオンライン授業を行った際に、また、両小学校につきましては、リモート接続テストを行い、Wi-Fi環境の有無について最新の状況を把握いたしました。この結果により、Wi-Fi環境がない家庭につきましては、平泉小学校では1世帯、長島小学校では2世帯、平泉中学校では3世帯であるという状況を把握しております。

次に、児童生徒が義務教育を継続して受けるに当たり、新たに保護者に継続的な経済負担が発生したことをどう受け止めるかのご質問がありました。

オンライン学習に係る保護者の継続的な経済負担につきましては、W i - F i 環境がない家庭で新たに光回線を引き込む、またはモバイルW i - F i を導入するといった場合に生ずるものと認識しております。

当町といたしましては、デジタルを活用した新たな学びの創出を応援していただくという観点から、通信環境の整備につきまして、各家庭によるご理解とご協力をいただきながら、I C T による多様な学びをさらに推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

再質問をさせていただきます。

まず初めに交通施策、続いて、まち・ひと・しごと、そして、小中学校でのI C T 整備、最後に健康福祉交流館について伺いたいと思います。

交通施策、私が申し上げているのは大体コミュニティバスのことなのですが、利用者の皆さんからは非常に好評です。好評でありながら、やはりこういうふうに変更してほしいとか、ああいうふうにしてほしいとか、そういう、特にコアな利用者の皆さんは確かな要望をお持ちです。ところが、私も利用するのですが、ドライバーさんは、私たちはその意見、要望を伺う立場にないというお話でした。ああ、それはもっともだろうなと思いました。

先ほど地域懇談会とかという、意見、要望を取り上げる話をなさっていましたが、地域懇談会の中においてコミュニティバスの話を出すのではなくて、例えばワークショップやワールドカフェのように対象を絞って意見を伺う、要望を伺うというような形を取らない限り、話題が拡散してしまって、きちんとした要望が出てこないのではないかと危惧する次第であります。

実際に国の許可がとおっしゃいますけれども、それほどに難しいことなんでしょうか。実際に、特に公共交通については、各地で整備しようと努力なさっているはずですが、そういう中で、枠がある程度広がっているのではないかと私は思うのですが、そこら辺も含めて伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

コミュニティバスのご意見等につきましては、ご利用されている方からは当然把握しております。職員が同乗して意見を伺ったりということも今年度はしてございます。地域公共交通会議の中でも、今ご指摘をいただきましたようなワークショップのような、利用者あるいは利用してなくても、地域の方々が意見を述べる場、自分たちの公共交通として捉えて、それをどのように地域として活用していくのか、そういったものをつくって意見を吸い上げて、よりよいものにしていくべきだというご意見等もいただいております。今後ともその公共交通会議の中で、実は公共交通会議の中で最初から言われているのは、町で走らせて提供しているというふうなスタンスでは、全国各地見ても長続きをしないということが分かっておりますので、利用される方あるいは

は今後利用する見込みの方も含めて、地域としてこのコミュニティバスをどのように生かし活用していくのか、そういった議論の場を持つべきだというふうな指摘をいただいておりますので、今後そのような形をつくっていききたいというふうに思っているところでございます。

国の許可がそういうふうに難しいのかとなると、これは当然地域のことでございますので、公共交通会議の中でこういう意見があったということをお伝えし、改善の方向を示せば、そこは了承を得て、国のほうでも許可をいただけるものというふうに思います。現に今回も役場の停留所の件、それから、増便の件についても話題になりました。話題になりましたが、やはり予算的なものもふくめて、現状の当面運行が望ましいという結論になったところでございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

福祉課題について、特にもお金がない、町に予算がないとそういうお話をいろいろな場で伺います。

実際にお金をつくり出すのは、多分予算を一方削ってここに充てるとか、いろいろなこと考えるのは我々が提案したり、または町長が提案したりなさらなければ、従前のおりと、前例踏襲と、そういう形で出てくるものであれば、決まった予算の中で新しいことを始めるということはかなり困難なことだと私も思います。ですから、どうするかなのですが、停留所の設備については、とても私が利用する停留所は非常に汚いです、掲出物が。とても見づらくっております。あれでは改めて、要するにこれまでの利用者さんではなくて、新たに利用する方にとっては非常に不便な掲示物だと思います。ぜひ善処方お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

実証実験の頃から手作りの時刻表をごみステーション等に掲示をしているという状況ですので、ご指摘のとおりだというふうに認識しております。

先ほど町長が答弁しましたとおり、停留所、今、作製して出来上がってまいりましたので、アルミ製、そして土台には重い石があるような停留所でございますので、しっかり字が見られるような状態でございます。これを設置してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

企業版ふるさと納税について伺います。

私、令和3年9月にこの企業版ふるさと納税について質問したやに思います。その際、令和6年度までご寄附を集めて、それを基金としてある程度の期間運用していくという話を伺いました。人材育成等に使われている、またはこれからも使っていくよということについては、大変な評価がいただけているように思います。両隣の市でそういうふうにお話をいただきました。これ

からも新しい人材を、新しい方々をどうぞ受け入れられるような環境を整えていただきたいと思います。

ただ、令和2年の12月でしたか、令和2年の9月、その辺でこの企業版ふるさと納税についての初めてのお話があったように考えるのですが、その際には、レジリエンスのエコトイレ絡みの事業について、そこから新たな産業をつくっていくのだよというお話があったように伺った覚えがあります。その中で、いろいろな農作物を使って、または農作物に対して、できたものを使って、またはそのできたものから生産物を得て、またそれを応用していくとそういうお話があつて、例えばヤーコンの生産を奨励していくよとそういうお話も伺いました。ただ、これが本当に事業化されるならば、その生産物も有効に使われると思います。ただ、新たに始めた方たちがそのまま持続して生産していけるものなのかどうか、事業が行われなければ不要になるものではないか、そういうところに一抹の危惧があります。そういうことです。ちょっと伺いたいです。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

平泉バイオレジリエンス研究所の事業につきましては、当初予定から大分活動のスタートが遅れておりますが、昨年に事務所を開設し、この春からは研究員も常駐しということで、今、住まいを探しているというふう聞いております。これが実際に動き出せば、新たな研究が始まっていくというふうに思いますし、その先にはそれに伴う産業の集積というものも、研究所としては将来を見据えた形は今でも変わりはないというふうに聞いてございます。

その中でヤーコンを扱うということになりますが、農林振興課のほうではこのヤーコンの苗補助ということで今実施をし、作付を希望する方が増えているというふうな状況にございます。議員おっしゃるとおり、広がっても、これを買取り取る出口がなければ、全量買取りいただけないということも発生しますので、実はこのことについても最近打合せをいたしまして、ろ材に活用するだけではなく、特産品として活用する。それから、その先の話も実はいただきました。新たな、食べ物だけではない活用です。そして、平泉町内で廃棄物も含めて循環型のシステムをつくっていくというふうな計画もお聞きしましたので、ぜひそこに向かって連携していきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

その研究を続けていくための資金が、当初のお話ですと6億8,000万円。これがあと1年少々で当初に考えられた事業、研究、そうしたものをし尽くす、またはある程度の結果を得るために必要な資金として6億8,000万というお考えがあつたと思うのですが、それが集まらなかったときには、私どもが言う話ではないでしょうけれども、大変な心配事になるかと思えます。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

企業版ふるさと納税を活用し、それを財源にその研究活動を行うという当初の目的でございました。それについては現在も変わりはないのですが、企業のコロナの影響による決算期をやっばり見てみないと分からないということで、先週も問合せがありましたが、決算状況に応じて検討したいという企業があったところでございます。

現状、バイオレジリエンス研究に活用できる寄附金というのが150万円ほどしかまだ寄附はいただいておりますので、それ以外については当面自己資金で研究を進めていくというふうに向っております。その中で、今後も企業を回りながら今もお願いをしているという話を聞いておりますが、この制度自体も、実はまだ全国的にそんなに活用がされていないという状況の中で、国のほうでもその後の検討も始めているという状況でございますが、その期間も含めて、引き続き寄附をいただけるような制度として活用していきたいというふうを考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

国庫補助金、地方創生推進交付金、これはこの辺のことには使われるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

地方創生推進交付金につきましては、令和4年度まで、当町としては今年度まで活用しております。これはスパルタキャンプ等の人材育成に活用している交付金でございますので、これらは活用はされません。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

令和5年度はどうなるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

3年が一つの区切りでございまして、地方創生推進交付金についてはスパルタキャンプの一連の事業として、令和2、3、4と活用しましたので、令和5年度以降は今のところ活用の見込みはございません。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

そうすると、企業版のふるさと納税の資金等は、そうした人材育成等には有効に使われるとい

うことですね。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

寄附をいただいたものについては、バイオレジリエンス事業と志業事業ということで2つ柱を立てておまして、志業支援事業のほうに令和5年度の当初のほうでも見込んでおりますので、活用していきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

I C Tについて伺います。

小学校においては、リモート接続試験において接続が不可能な世帯が判明したとございました。長島中でも3世代同居とか、4世代同居とか、そういうご家庭、全国の平均に対してかなりの割合であると思います。ですから、土曜日、日曜日、直接の保護者の方たちがいらっしゃらなくても、児童生徒の生活を見守る方たちはいらっしゃる家庭は結構多いと思います。けれども、どうも長島小学校の場合は、接続テストをするよと言われて、何日も間を置かずの土曜日に接続試験を行ったやに聞きました。その中で接続不良が発生したというふうなお話を伺いますと、準備期間が足りなかったのではないかと考えました。その中で、光回線を使えば大概のご家庭は電波関係なしにW i - F i 環境つくれるのだよというお話も伺いました。私、我が家もそうです。光回線のルーター使っております。特段問題なくいろいろな作業に使っておりますが、ただ、子育て世代にあっては、携帯以外は、要するに家庭内でW i - F i 環境をつくるためにわざわざ光回線にルーターを設備するよという考えのない保護者、親御さんたちがいらっしゃるのではないかと私は思ったのです。ですから、電波状況の悪いところでは、当然のごとくタブレットは動かないのだらうなと思ったのです。ですから、そういうことについて事前に調査しましたよとおっしゃいました。令和2年、3年と調査したけれども、実際に接続テストをしたならば通じなかったと。中学校にあっては3件あったと。そのお子さんたちのスキルの問題なのか、全く環境だけの問題なのか、私も分かりません。ただ、そこら辺は事前に十分調査ができるものだったのではないかなと思いました。理解とご協力をテスト実施前に時間的余裕を持って行い、そして、環境整備にかかる時間を確保し、というふうな形であれば納得もできるのですけれども、どうもそうではなかったようです。そして、月に幾ら、年にならして、年間継続して、そして義務教育期間中、毎月負担が発生すると。親御さんたちは、俺はスマホで十分なだけどもなどおっしゃるかもしれないけれども、お子さんたちの義務教育を継続的に受けるための負担が新たに発生した。W i - F i 環境がない家庭が6家庭にあったと。ここら辺への配慮が当然あってもしかるべきではなかったのかなと私は考えました。ですから、質問しました。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ただいまのご質問に関しましては、現在Wi-Fi環境がない世帯に対する新たな経済的な負担への支援というところのご質問かと思えます。

確かにWi-Fi環境が整備されていない家庭につきましては、どこも新たにWi-Fi環境を整備していただくというような方法も一つかとは思いますが、あとは当委員会で準備しているモバイルWi-Fiの貸出しというのがありますが、Wi-Fi環境を新たに整備するとなりますと、現在6世帯ということではございますが、今まで既に各家庭において整備されているご家庭もあるというところもございまして、公平性の観点からということで、新たにその6件分に対しての支援の考えは今のところないというところでございます。

いずれにいたしましても、先ほどの教育長の答弁の中にもありましたが、今、ICT教育というところで大分進んできたというところもございまして、今後デジタル教科書等も導入されるというところもございまして、これらデジタルを活用した新たな学びの創出を応援していただくという観点から、各家庭、保護者にはご理解とご協力をいただきながら多様な学びを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

もう一点、伺います。

タブレット端末のホーム画面のアプリ表示が非常にたくさんあります。義務教育受けるに当たって、学校とつながる機能は当然欲しいです。それから、いろいろなものを調べる機能も当然欲しいです。でも、例えば私たちのタブレットも、開けると結構なアプリがあるよということがあり、設定見ると本当にいっぱい並んでいます。あれご覧になったことありますか。小学校の低学年もやっぱり同じふうに並んでいます。家庭で使用方のルールを決めてとか、学校でも教えるけれども、家庭でも教えてくださいというふうなお話がありましたけれども、あのアプリの列を見ると、小学校の低学年だったり、逆に中学生なんかはどんなふうにするのだろうと。私たちよりもあつという間に能力を得る世代なので、利用環境、こういうものの利用のルールを決めて教えましたよではなくて、基本的なところで貸与されるべきものであるはずの機械に不要なものが乗っかっているのではないかと心配したのです、実は。いかがお思いでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ただいまのご質問につきましては、タブレットのアプリというところ、学習とはまた別の、多分iPadに入っているそもそものアプリということかと思えますので、その件に関しましては、内容といいますか中身を精査しながら、どれが不要といいますか、削除できるものがあるのかどうかというのを精査して、なるべくアプリの数は少なくというような形で今後

検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

国の政策、施策をもって行われている作業でしょうけれども、であれば、なおさら国の基準を通った機械であってほしいと私は思うのであります。ですから、国がそういうことは考えていないのだというのであれば、それは我々が言う話ではないので、ただ、子どもたちの成長に必要な、年齢に必要なものを順次足していくなら分かるけれども、もうはなからどんとたくさんのアプリが入っているということは、ちょっと私には分らないです。理解できないです。皆さんもお子さん方がもしスマホを持たれたならば、またはお孫さん方がスマホを持たれたならば、どういふふうに応用アプリの量をご覧になるか、想像していただければ分かると思うのですけれども、それを小学校、中学校の皆さんは貸与されたのです。それで、使い方のルールは学校でも教えました、家庭でも教えてくださいとおっしゃっているけれども、どこまで教えられる能力があるかという、大変お寒い限りだと私は思います。

次の質問に移ります。

健康福祉交流館について伺います。

少子高齢化という言葉がありましたが、今や超少子高齢化だそうです。町の人口ビジョンも、公のソフトでつくったものと独自推計がありました。今や6,986人、2月1日。2013年は8,250人だったのです。10年間で1,264人減りました。これくらい人減っているのです。

報道によると、財政調整基金残が令和5年当初5億4,700万、そして、2027年には4億2,000万円まで減る見通しと報じておりました。岩手日日でありました。これは、こういう取材に応じたのでありましようか。取材に応じてこの数字を出したのでありましようか。伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

こちらにつきましては、財政の予算が編成されたことに伴いまして公表を行ったところでございます。その資料の中に財政調整基金の見通しというものが示されておまして、今、議員がおっしゃられた数字につきましては、基金というのは出し入れと申しますか、決算時点で戻入れを行うわけなのですけれども、そこを見込まない状態で取崩しだけを算定しますと、おっしゃられた数字になるというようなところでございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

基本貯金ですから、一時的に必要なったら口座から出して充てる。それが整理ついたら、こは不要だったから戻す、または、今月は食費使わなかったから、あまり使わなかったからこの

分貯金に戻すと。それ当然なのですけれども、基本的なレベルというのは出てくるわけですよね。私思ったのです。この数字出してくるといのは、それなりに役場の中でも危機意識があるのだなど。2027年当初の状態で4億2,000万になってしまうと、そういうお考えがあったのだと思います。

私、議員になってまだ3年なのです。3年間のうちに一般会計からのこの健康福祉交流館悠久の湯へ繰入れが1億2,900万です。令和2年、令和3年、令和4年当初、3,000万、3,000万でしたよね、繰入れが。これ財政調整基金からの繰り出しというのは、臨時的、一時的なものですよね。にもかかわらず、毎年3,000万ずつ出ているわけです。そうすると、2023年当初に5億7,000万で、2027年当初が4億2,000万円なのです。3,000万ずつ出していると1億5,000万なのですけれども、悠久の湯に繰り出しを続けていると1億5,000万、4年ですと1億2,000万、それが1億5,000万だよという話になると、過半が悠久の湯への繰り出しに該当するのではないかと感じてしまうのです。一時的、臨時的な支出ではなく、持続的な支出になっているのではないかと。これ、エピカもそうなりますよね。だから、そういう資金でもってこの財政調整基金を食っていくと、2027年以降どうなるのだろうと考えてしまいます。

昨年の12月に費用対効果を重視すると、令和5年度の予算については費用対効果を重視するとそういうお話がありました。その中で、令和4年にあっては外部に悠久の湯の運営、それから、将来について調査を委託すると、200万お金を使うと。費用対効果ですよね。費用対効果が望めるものとして、それはもう毎年毎年費用対効果を考えながら予算を作成されていると思います。私の手元にアンケート、町内で配られたのですか。いかがなものでしょうか。この悠久の湯の利用アンケートは、どういうふうな形で配られたのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今回の施設の活性化調査事業において、アンケート調査について施設を利用している方、それと、町内の住民の方にアンケートを実施させていただきました。それで、こちらのほうの資料につきましては、もう調査が一応終わっていますので、運営委員会においてのみ、そちらのほうの資料を情報提供させていただいた分でございます。ですので、まだ町民の方などについては公表しているものではございません。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

アンケート回収先は、平泉町の町民福祉課ですよね。問いが10問あります。この問いの10問について、どれだけの数が発出されて、どれだけの数が回収されたかくらいはお答えしていただけるでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今のご質問は、町民向けのアンケートについてのご質問かと思えます。

町民に対してアンケート、抽出し300人の方に調査をさせていただきました。それで、その後回収というか、このアンケートにお答えしていただいた方につきましては148名、率にして49.3%で回収がされたところでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

なぜ町外の方々にもアンケートが行われたのかについては言ってくださらないのか。普通にこれは重ねいってくだされば、何の問題もない話ではないですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

なぜ町外の方々にもというご質問ではないかと思うのですが、先ほど申し上げましたが、アンケートについては2つの方法で実施させていただいております。1つは、先ほど申し上げたとおり、町民向けです。もう一つは、温泉を利用されているの方々に対して、その現状とこの温泉を利用してどう思われているか、そして、今後の在り方なども含めて、利用されて、温泉に実際来られたの方々にもアンケートを実施させていただいております。

その母数につきましては、回答をいただいたのは90名ということでの回答をいただいているところでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

利用者総数に対して少なくないですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

利用されているの方々についての期間につきましては、1か月間、12月の末から1月の末まで、特にも年末年始を含めて実施されましたが、年末年始は多くのお客さんが来られたので、そこでアンケートを実施するというのはなかなか難しかったので、年明けに実際はアンケート取らせていただいております。

それで、数的には少ないというふうなご質問かと思えますが、実はその調査結果の中で、ほぼ毎日利用されている方というのが全体の35%、それから、週1回以上の方が32%ですので、7割

の方がほぼ毎日のように来られるということだったので、同じ方に何度も質問をするというわけにはいかなかったのですが、実際の母数としてはこのとおりに少ないかもしれませんが、多くの方々がここで利用されているというふうに認識しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

コア利用者が大変利用なさっていることがよく分かりました。その方たちの積み上がった数字が大変な部分を占めているという考えはありませんか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

利用者が固定されてコアな部分というふうなご質問だったと思いますが、利用されている方々がこのように毎日愛着を持って利用していただくことは非常に良いことだと思っております。

ただ、一方で、ちょっと観点がずれるのかもしれませんが、町民アンケートの中で148人の方に対してアンケートをさせていただいたときに、実はその利用者という方が、特にも1年以内に利用した方というのが大体3分の1、35.8%と。利用がしたことがないと、町内の方で。それがここ1年6割ぐらいいるというような現実もございます。

ただ、一方で、この町民アンケートの中で非常に気になる部分というか、この温泉の存在についてというふうなご質問をさせていただきました。その中で8割の方が「この温泉は利用したことはないけれども、地域の貴重な財産であり、どちらかと言えば必要」、「地域の貴重な財産であり、他の公共施設よりも大切な施設だ」というような回答をいただいております。ですので、利用者については今固定されている部分が確かにございますが、この貴重だと思われる方がどうやってこの温泉に足を運んでいただけるのか。そういった工夫をしていかなければいけないというのがこのアンケートから第一次的にそのような感想を持ったところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

問9にあります。「地域の貴重な財産であり、ほかの公共施設よりも大切な施設である」。2が「地域の貴重な財産であり、どちらかと言えば必要な施設である」。3が「地域の貴重な財産だとは思いますが、どちらかと言えば必要と思わない施設」。4が「ほかの公共施設に比べて必要とは思わない施設」。これがきちんと取りまとめられて、報告されるものと思います。

ただし、一般会計からこれだけの金額が繰り入れられて、なおかつ赤字であると。ありましたね、安い利用料、これは堅持すると。それは町民が利用する分にあっては当然必要なことだと考えます。そこで差別化することは考えませんか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

町長の答弁の中でも申し上げたとおりですが、原因の一端は、実は平泉の人口が今7,000人を切った中で、商圈圏域で調査をしてもらったときに、一般的に企業の考え方として言われたときには、このぐらいの、8万から9万の方が利用されているというのは異常なほど多いと。その異常なほど多いという理由の中に、実は一般的には3時間以内500円という料金でやっているのですが、令和3年度の単価としては、実際は1人当たり377円という非常に低い単価。非常に消費単価が異常に低過ぎると。ただ、アンケートの中では、これが魅力だという回答も当然ございます。本来であれば光熱水費も含めて本来値上げをしていかなければいけない状況だと考えておりますが、いずれそういった部分も踏まえて、安過ぎる消費単価というものを値上げをするということではなくて、今、キャンペーンなどで相当低い金額で実施しておりますので、そこら辺は改善をしながら、利用者の方にもご理解をいただきながら、まず第一次的にはそういった消費単価を上げるため、即できるような取り組みなどをまず考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

周りを見回して、我慢して我慢して値上げをしないと、そういうことなのだと伺いました。ただ、私はここに出ているお金をいろいろな福祉に使いたい。ぜひ第三者の運営に任せて、一般会計からの繰入れを減らすとか、またはもう任せてしまう。そういうことをぜひお考えいただきたい。

最後に伺います。

悠久の湯の源泉の所有者はどちらになるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

源泉の所有につきましては、町と、それから企業と半分ずつの権利を持っているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

字大沢3-5の4.7平米で3,500万、これですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

質問のその数字がどこから来ているのか、今、手持ちに資料がないので、お答えができないところでございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

固定資産台帳表記です。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

先ほどお話ししましたとおり、源泉の権利については企業と当方と、町と半々、2分の1ずつの権利を持っているということでございます。

議長（高橋拓生君）

これで猪岡須夫議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩	午後	2時00分
再開	午後	2時15分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告7番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

通告7番、升沢博子です。

それでは、一般質問をさせていただきます。

子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長できる社会の実現に向けて、国は、令和5年4月にこども家庭庁を創設することとし、子供政策の一層の充実が図られることとなりました。

当町では、令和3年度に子育て世代包括支援センターを設置しましたが、こども家庭庁の創設に伴い、新たな形のこども家庭センターの設置が求められています。母子保健法と児童福祉法それぞれに基づいて行っていた事業の一元化を図るというものであり、縦割りを廃止、子供に関係することの包括的な拠点の整備になると考えています。

そこで、1点目といたしまして、こども家庭庁創設の目的に沿った機構改革が伴うと思いますが、その考え方について伺います。

2点目、就学前の子どもに関する業務の一元化を図るために、幼稚園業務と保育所業務の統合の考えはないでしょうか。

3つ目、令和6年に設置予定のこども家庭センターについて、窓口開設にとどまらず、アウトリーチなどの積極的な支援が求められています。そのための専門職の配置について伺います。

4つ目でございます。

児童の発達支援に関わり、当町が行ってきた健診と支援事業について伺います。

1つ、発達障害などの児童生徒の増加が懸念されています。乳児健診の結果から、支援の必要な子どもへの対応はどのように行ってきたのか伺います。

2つ目、平成26年から4年間行われていた年中児教室について、就学後の適応障害などに至らないようスムーズな就学準備のためにも大切な事業と思いますが、再開の考えはないか伺います。

以上の点について質問いたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

子育て支援についてのご質問がありました。

初めに、1の（1）こども家庭庁創設の目的に沿った機構改革と（3）のこども家庭センターへの専門職の配置について、関連しますので、併せてお答えをさせていただきます。

町では、こども家庭センターを令和6年4月に開設するため、こども家庭センターを所管する内部組織の新設に向けて平泉町行政組織機構検討部会において組織改編の検討を進めております。

こども家庭センターは、現在、子育て世代包括支援センターが担っている妊産婦や乳幼児の保護者の相談、支援を行うだけでなく、虐待や貧困などの問題を抱える家庭に対する支援計画の提供や相談、訪問など、子育て世代を包括的に支援する役割を担うことになるものと認識しております。このため、社会福祉士や児童福祉司など社会福祉専門職の配置をはじめ、職員体制や所掌事務、事務スペースの設置場所など、令和5年度の早期に具体的な検討を行い、必要な対応を行ってまいります。

次に、（2）就学前の子どもに関する業務の一元化を図るための幼稚園業務と保育所業務の統合についてのご質問がありました。

現在、就学前の子どもに対して、教育施設としての平泉幼稚園と児童福祉施設としての平泉保育所を複合施設として、職員体制においても保育士、教諭を併任するなど、両施設ともに質の高い教育と保育の提供を行い、行事等においては合同実施するなどの取り組みを進めてきたところであります。

また、国においては、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年本格的にスタートし、子育てを社会全体で支えていく仕組みが拡充されたところであり、県においても令和4年、「いわて就学前教育振興プログラム」の推進体制編が策定され、その中で就学前の子どもに「育みたい資質、能力」について触れられており、その目指す姿は幼稚園、保育所、認定こども園などの施設を問わず、全て同じであるとしております。一方、当町の子どもの現状においては年々出生数が減少し、さらに

共働き世帯の増加などにより幼稚園希望園児が少なくなっており、教育活動への支障が懸念されているところであります。

こうしたことから、少子化が進む中、国等の施策も踏まえながら、就学前の子どもに対して資質、能力を育むための支援の充実を一層図っていくとともに、複合施設である幼稚園、保育所のメリットを生かしていくためにも、今後は、業務の一元化に向けてさらに検討を進めてまいります。

次に、(4) 児童の発達支援に関わり、当町が行ってきた健診と支援事業についてのご質問がありました。

初めに、乳児健診の結果から支援が必要な子どもへの対応についてですが、当町の乳幼児期における健診は生後3か月から1歳までは個別に医療機関で行い、その後の1歳6か月児健診、2歳6か月児健診、3歳6か月児健診は保健センターにおいて集団で行っております。集団健診では、内科検診と歯科検診に加えて、子どもの発達や養育環境を的確に把握し、より早い時期から適切な支援を行うため、心身の健康状態や発育・発達、生活リズム、食事などについて確認しております。

幼児健診の結果、支援が必要な子どもについては保健師が訪問や面接などを行い、発育や発達、生活の様子などについて確認しており、さらに確認が必要な場合には、臨床心理士や言語聴覚士などの専門の相談につなぎながら、対応しているところであります。または、就学前に支援が必要な場合には、教育委員会と連携を図りながら、児童福祉法に基づく児童発達支援事業や発達支援教室などの必要なサービスに結びつけております。あわせて、子育て世代包括支援センターにおいて、保健師が幼稚園や保育所に出向き、担任の先生と健診での様子や集団活動での様子について共有し、今後の支援について検討しながら対応しております。

次に、「年中児教室の再開の考えはないか」についてですが、年中児教室は3歳6か月児健診以降の就学までの間、子供の成長を確認する場として、幼稚園や保育所の協力の下、4歳以上を対象に社会性を中心とした発達の確認及び健康的な生活習慣の確認を目的に、平成26年度から29年度まで実施した事業であります。

子どもの行動面や対人面の問題は、一般的に4歳児以降から顕在化してくると言われており、年中児教室では3歳6か月児健診後の経過や集団生活の様子について確認を行い、さらには健康的な生活習慣や身辺自立について保護者にお伝えする貴重な機会として捉え、取り組んできたところであります。

この教室を通して、保護者から子どもへの関わり方や気になる行動面での相談が聞かれ、その後、専門の発達相談や発達支援教室、保護者向けの「ペアレントプログラム講座」への参加につながりました。また、幼稚園、保育士の先生方と子どもの様子について共有でき、保護者においても子供の様子に目を向け、必要な対応について考えるきっかけになったのではないかと理解しております。

議員ご指摘のとおり、就学後の大きな環境変化による適応障害に至らないよう、就学前からの準備と適切な支援についての必要性は認識しているところでありますが、実施に当たっては関係機関の

考えも伺いながら、再開の方向性を模索してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今の質問に関しましては、ここ何年か、子育てについては繰り返し質問させていただいております。今、いただきました答弁につきましては、私が想像していた以上に前向きな答弁をいただいたと思います。これだけ答弁をいただければ、再質問もなくてもいいかなと思うぐらいの答弁いただいたというふうに、丁寧にいただいたとは思っているのですが、何点か再質問をさせていただきます。

まず初めに、当町では、子育て支援センターは保育所及びアプリなどにそれぞれ設置してあります。そして、こども家庭支援総合拠点と、いわゆるこどもセンター的な拠点の整備については行われてこなかったのではないかなと思うのですが、昨年3月の私の質問に対して課長のほうからこのような答弁いただいたやに思いますけれども、その認識でよろしいでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ご質問のあったこども家庭総合支援拠点につきましては、今議員おっしゃったとおり、当町については未設置という状況になっております。この原因について補足させていただきますが、全国的に今言った、今保健センターに設置されています「包括支援センター」と「家庭総合支援拠点」の2か所について、設置について努力義務というふうなことで国のほうから出されているものです。この拠点のほうなのですけれども、これについては、本来、国の考え方としては児童相談とか、そういった部分を含めてケースワーカー的なものもきちんと設置しながら拠点を整備しなさいというところでございますが、現時点で、この後の質問にも出されています専門職の配置というのがなかなか進まなかったこともありまして、こちらのほうの拠点のほうの整備については、現在、至っていないという状況は変わりございません。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

包括支援センターの設置の義務づけの時点で包括支援センターとその拠点を設置したところは、将来的には一元化をして、こども家庭庁が発足するので、「こども家庭センター」へ移行するよというふうな考え方がその時点で示されておったと思います。ほかの自治体の様子を見ますと、当議会とも交流のある紫波町におきましても、やはり紫波町教育委員会に「こども課」というものが設置されており、「紫波町こどもセンター」という形で早い段階で設置をしてきているということで、その中で相談業務、あるいは保健福祉というところのセンターとしての機能

を果たしてきたところだと思います。

また、近隣の自治体では、就学前における子どもの発達や子供を取り巻く様々な課題に対して教育部局と、それから首長部局がそれぞれに対応してきたものを一元化して、一体的に課題に取り組むことによって効果的な対応が可能になると判断して、令和5年度早々に組織の改編というところに踏み切った自治体もあると思います。答弁にありましたように、当町としては令和5年度に組織改編を行っていき、そして令和6年からの「こども家庭センター」の開設につなげていくという今、答弁をいただきました。

その考え方を伺いたいのですが、拠点という形のものがある程度整備されていた自治体と、当町の場合は今も課として分かれているところをどういった形の拠点の整備に考えているのか、そのところを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず最初に、先ほどの答弁で訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど私、こちらのほうの「こども家庭総合支援拠点」の部分で、現在「ソーシャルワーカー」という言葉を使いたかったのですが、ケースワーカーと答弁したと思いますので、こちらについては、「ソーシャルワーカーの関係の設置」と訂正をさせていただきたいと思います。

それで、今回のこども家庭総合支援拠点未設置の市町村ということに当たるのですが、国の方針としては、今後、令和6年4月にこども家庭センターをそれぞれの市町村に配置する際に、未設置になっているその拠点の部分については、基本的には早期設置もしてほしいと、努力してほしいという一面がありますが、その一方では、包括支援センターと一体的な相談支援体制の整備に向けて検討して行ってほしいと。つまり、必ずしも支援拠点を必ずつくった上でセンターに移行しなさいということではなくて、もうそれらも含めてこういったこども家庭センターへの設置に向けて検討を進めてほしいというような形になっているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

分かりました。

令和2年3月に策定した子ども・子育て支援事業計画、令和6年までの5年間ということで、そろそろ見直しの時期に入ってくるかと思えます。そういうことも含めて意識調査、令和6年開設に向けての意識調査、そういったことを行う考えはありませんでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今お話されたとおり、第2期子ども・子育て支援計画というのが現在遂行されている部分でご

ございますが、その計画期限が5年間で令和6年度までになっております。ですので、実は令和5年度において、そういった実情を含めながら、その実態調査を実施する予定になっております。令和5年度において調査をし、6年度には計画策定というふうな流れで考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そういった形で進めていただきたいと思います。

それでは、次に、幼稚園と保育所の一体的な取り組みというか、一元化ということについて答弁をいただきました。

もともと保育所は子どもの保育、そして幼稚園は教育というところの目的は違いますが、平泉のように複合的に幼稚園と保育所を複合施設として行っているということで、そして今現在、答弁の中にもありましたが、幼稚園児の数がかなり減ってきていると、そういったことも今後踏まえながら、その両方の施設をどういった形で今後考えていくのかと、そこを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ただいまのご質問につきましては、幼稚園の園児の数が大分少なくなっているというようなところから、今後どうするのかというようなご質問かと思いますが、確かに幼稚園の園児数がかなり減ってきているという状況にありまして、現在、町立幼稚園と平泉保育所につきましては同じ建物であるというようなことで、施設を越えたといいますか、活動が日常的に行われているというようなところで、先ほど答弁にもありましたように、職員も併任といいますか、兼務しているというような状況でございます。

そんな中で、先ほども申したとおり、幼稚園の園児の数が年々減ってきているということで、来年度につきましては2名の申込みというような状況の中で、就学前の子どもたちの集団生活の場として、幼稚園単体では、なかなかそういう集団活動を行うことが今後、出生率等を見ますとだんだん難しくなるのかなというようなところなんです。今後、関係課といろいろな方策について、まず検討していかなければならないというようなところでございます。来年度につきましては、当面の間は、幼稚園と保育所の児童につきましては、まず合同活動というようなことで、就学前に集団活動で身につけるべきことにつきましては、その活動の中で見につけさせていただきたいというようなところもございますが、園児数を勘案しますといずれ、そのような喫緊の課題、どうしていくかという喫緊の課題がございますので、その施設使用を超えた幼児教育を推進していく体制を関係課と今後の方向性について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

答弁の中にもありましたが、岩手県でも就学前教育振興プログラムというものを策定いたしまして、各保育所、それから幼稚園、こども園、いずれも同じように、就学前の教育がいかに大切なものかということをおたわねております。

それで、やはり幼児期から就学にかけてのその接続といいますか、円滑な接続が図られるようにということのそういった内容の文言でもあるように思います。平泉町も、そういったことでは円滑な就学時健診はもちろんだとは思いますが、そういったところの特に力を入れているつなぐ形、接続させる形のところについてお話を伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

今の就学前プログラムのお話、それからどうやってそれを小学校につなげていくかというところは、とても大切なことだと思います。

まず、就学前プログラム、教育振興プログラムですけれども、議員お話のとおり、5歳児までにこども園であれ、保育園であれ、幼稚園であれ、同じような力を身につけましょうという呼びかけで、今年から始まっております。何を身につけるかというのは、この間も議会でもお話ししましたが、10個の力をまず身につけさせましょうということで、今言うのもあれですけれども、例えば必ず遊びを通して、我慢する力とか、みんなと一緒に遊ぶ力、「協調性」です。それからいろいろなものを「発見する力」とか、「自分で進んでやる力」とかというような、その数値では分からないような力を育てていきたいと思いますというプログラムを今、実施しております。

その中で、5歳児だけやればいいのではなくて、3歳児からその発育段階ごとに遊びを通して力を身につけていきたいと思います。その力を今度は小学校でうまく円滑に接続していきたいと思いますというのがかけ橋プログラムという、就学前の子どもたちと、それから小学校1年生の「幼保小のかけ橋プログラムの実施」というところで、1年生についてはそういうプログラムで実施されております。具体的には、遊びを通して身につけた力を今度は知のほうにつなげていく、言語のほうにつなげていくというようなプログラムを連続して教えていきたいと思います、身につけた力を渡していきたいと思いますというような取り組みを今、行っております。

ですから、今、例えば平泉町で問題になっているのは幼稚園の園児が少ないということですが、遊びを通して身につけるといふふうに考えると、幼稚園、保育園ではありますが、活動場面を一緒にして、来年度は活動するといふような方向性で動いておりますので、この力は身につけられるだろうという考えでおります。いずれ、幼保問わず、遊びを通して集団で身につけていく力は、しっかり平泉町でも身につけていきたいし、つけた力をしっかり小学校に渡していきたいといふようなことで、「かけ橋プログラム」と「就学前プログラム」を融合させていきたいといふふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

（4）児童の発達支援に関わり、当町が行ってきた健診と支援事業についてという質問を入れた意味といたしますか、昨年、不登校の関係でも質問した経緯がございますが、やはり大きくなるにつれて困難を抱えている親子ということが健全化してくるところで幼児健診、そのところをどういった形で健診を行いながら、そして見守りながら支援につなげてきたのかなというところをお話を聞いたりしながら、就学前のそういったところの段階から小学校に上がって、そして小学校から中学校へと、そういったところのもっともっと早い段階で支援というものが必要なケースもあったのではないかなと思ったところもあったわけです。

それで、答弁の中にもありましたが、健診の中で、この子供さんは支援が必要であると、そういったことで発達支援教室につなげていった例もあるというような答弁もいただいているところですが、そこにつなげる「つなぎ方」は、どういうふうな方法で行っているか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

保健センターでの子どもさん方への各種健診につきましては、答弁させていただいたとおりでございます。保健センターでの健診は3歳6か月児健診が最後になります。そういう中で、各月齢に応じた内容で健診や、あとは生活の状況、食事、あと発育・発達について確認をしながら、お子さんと保護者の方に育ちの状況を一緒になって確認をしながら、保健指導もさせていただきながら、行ってまいりました。

そういう中で、もう少しその発達を促していくために発達支援教室の利用や、あとは児童福祉法に基づく児童発達支援事業などについても保護者さんに情報提供をさせていただきながら、少しずつではありますけれども、経過を見ながら、お子さんの発育・発達を確認し、あとは保護者さんとの面談等を通して、そういう教室やサービスにつないでいるというところであります。保健師が訪問や、それから電話等で小まめに連絡を取りながら、お子さんの様子を確認させていただきながら、事業の紹介もさせていただいているというところであります。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そういった形で支援につなげていっているということだと思っておりますが、アフタースクールとか、そういった形のサービスといたしますか、そういった形の支援もあると思うのですが、そういったところの支援を受けるには、1つのやはりハードルがあると思うのですが、そのハードルがちょっと高いということを知ったことがあります。そこについては、どういう状況

か伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

確かに、答弁の中にもありましたけれども、支援が必要なお子さん方につきましては、児童発達支援事業ということで、こちら児童の福祉サービスになります。事業所のほうを利用しながら、通っていただきながら、その発達や発育などについて確認をしながら、そのお子さんが必要な支援をしていただいております。確かに福祉サービスということで、なかなかハードルが高かったり、それから親御さんが事業所のほうに一緒に行かなければならないとか、そういうところもあって、なかなかハードルがそれこそ本当高いといえますか、そういうイメージがあるかと思うのですが、ここもまたお子さんの発達を見ながら、保健センターのほうで、通ったほうがいいのではないかという思いといえますか、そういうところを保護者の方々にも説明をしながらですので、若干時間はやはりかかります。お子さんの発達・発育も月齢といえますか、年齢を追うごとに発達がよくなっていくといえますか、できなかったことができていくようになるとか、そういうようなところがありますので、あくまでもお子さんの発達を見ながら、保護者さんとそこを共有しながら、どういう支援が必要かというところを説明もし、そのサービスなどにもつながっていくような状況でありますので、なかなか時間がかかりますけれども、やはりそのお子さんに必要な支援という考えで、こちらでも対応しているところです。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そういった支援を受けるためには、医療機関の診断も必要になるということはありませんか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

この児童発達支援事業につきましては、医師の診断というものが本当に必要な方には先生への受診などもお勧めはしたりしますが、この児童発達支援事業については、診断等がなくても、お子さんの生活状況や、発達状況や、あとは保護者さんとの面談等を通しながら利用に結びついておりますので、実際に診断を受けなければならないというようなことではございません。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そういう形で親御さんも、やはりそういった診断とかそういった自分の子どもに関して、そういう適切な支援と言いつつも、親の子へ対する気持ちというものがありますので、本当に難しい問題だなと思います。

ただ、その中でやはり支援をして、そしてグレーゾーンと言われている健診の結果の段階から、

支援によってそういうことも必要なくなった子どもたちもいるということを聞いておりますので、年中児教室のことについては、その当時の園の中での保健師さん、保育士さん合同のそういった親子を含めての教室だったというふうに聞いておりますので、ただ、その場だけでその子供の全てを判断するというのはかなり難しいことだというふうにも伺っております。いずれ、今後そういった支援のこども家庭センター、一元的なそういうところでトータルで支援体制を取っていただけるのかなというふうに思っております。そして、ご答弁の中にありました、ペアレントプログラムという答弁がございましたが、そこはどういった支援をする内容なのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

このペアレントプログラムについてでございますが、これは保護者さん向けの教室となっております。最近、2回とか3回のコースで実施しているところでもありますけれども、お子さんのその行動に目を向け、そしてその行動が思わしくないような行動だったような場合に保護者さんとしてどう対応するかとか、あとは好ましい行動に対してはどのように声がけ、褒めるとか、そういう内容の講座になっております。

お子さん方、それぞれ個性といいますか、あるかと思えますけれども、そういうお子さんの好ましい行動、好ましくなく行動、そういうところを皆さんで勉強しながら、それぞれのお子様方に当てはめながら、どのような対応でしていけばお子さんのその行動が収まっていくとか、褒めることによってこういういいことがあるよとかというようにところで開催している教室でございます。

受講された方々につきましては、感想として、お仕事されている親御さんたちも多いかと思えますけれども、お子様方と向き合いながら対応できるようになりましたとか、実際場面で生活の中でこういう褒め方をしたら子どももやはり喜んでくれたとか、そういうような感想も聞かれていますので、お子さんも育ちながら親御さんも育っていくというような教室かというふうに思っています。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

いろいろ伺いましたが、ありがとうございます。

まとめに入りたいと思いますが、近年、少子化が進行いたしまして、子供や子育てを取り巻く環境というのが核家族化や地域のつながりが薄くなってきたと、そういったところで家庭による養育機能が低下しているのではないかと。子どもの育ちと子育てを社会全体で支える仕組みが求められているのではないかと。まさに子育ては親育てであるというふうに感じているところです。人口減少社会で生き残るには、次世代を引き継ぐ子供に未来を託すしかないというふうに思います。

町長の施政方針にも子育ては重要施策とうたっています。十分な検討をされての開設と思いま

すが、支援の拠点となる「こども家庭センター」が全ての解決につながるとは思いませんが、特にも困難を抱えた親子にとって、そこに寄り添う形の機関となることを切に願って、私の質問を終了いたします。

議長（高橋拓生君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時13分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告8番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

通告8番、日本共産党の三枚山光裕でございます。大きく2つの項目について質問いたします。

1つは、青木幸保町長の施政方針演述と新年度予算案について伺います。

その1点目は、新型コロナウイルス感染症に関わってです。

青木町長の施政方針では、「コロナとの共存をさらに一步前に進める」としています。具体的な取り組みを伺います。

2点目は、「移住定住の促進」、「保育・子育て支援の充実」についてです。

保育料軽減及び幼児教育の無償化などの継続を掲げています。岩手県は、現在審議中の令和5年度予算案の中で、保育料について第2子以降の3歳未満の保育料を無償化する方針を示しました。町は独自に第3子の無償化を既に実施してきました。町独自にさらなる拡充が可能と考えます。町の考えを伺います。

3点目は、高齢者福祉の充実についてです。

認知症に関し「予防」と「共生」に向けた取り組みの推進としています。認知症予防に効果がある補聴器への補助は考えていないのか伺います。

4点目は、農業の振興についてです。

新年度の予算案では、「園芸産地形成推進事業」を盛り込みました。その支援策について伺います。

また、道の駅平泉の出荷促進、新商品の開発や農産物の6次産業化等について触れています。食品衛生法の改正に伴う対応が迫られています。その支援策を伺います。

5点目は、観光振興についてです。

観光事業者等の観光関係団体との連携、インバウンドのプロモーションを実施するなどとしています。コロナ禍では県内や近距離の観光客が増えたと言われています。施政方針にはいわゆる

「マイクロツーリズム」について、その考えがないように思います。この点での今後の取り組みを伺います。

次に、吉野新平教育長の教育行政方針演述について伺います。

吉野教育長の教育行政方針では、「平泉が守り育ててきた平和希求の思想を学び、深め、そして広く発信していく使命」について述べていました。その意義や考えを伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、施政方針演述と新年度予算案に関して、「コロナとの共存をさらに一步前に進める」具体の取り組みについてのご質問がありました。

新型コロナウイルス感染症は3年以上経過する中で、人々の認識や社会活動のステージが変わってきております。当然、現在も影響は続いておりますが、これまでの教訓を生かしながら経済活動との両立が確立されてきているのもまた事実であります。

この3年間の中で活動や事業にとどまらず、生活やしきたり、地域文化なども含めて大きく形態を変えたものや休止されたもの、そして途絶えてしまったものさえあります。そして、このことで地域づくりに不可欠な地域コミュニティーや町民活動などにまで二次的な影響が及んでいるものと感じております。

これらを元に戻すことはそう容易ではありませんが、全ての活動は継続される中で人から人へ受け継がれてきたものであり、今こそさらに一步前に踏み出し活動を継続、再開させていくことが重要と考えております。町としても様々な活動や事業をコロナ前の状況に戻しながら、新たな試みにもチャレンジしてまいります。具体には、観光イベントの開催やインバウンド観光強化のための中国出身の国際交流員の配属、当初となる地域おこし協力隊の受入れのほか、農業分野では日本農業遺産の認定を受けた束稲山麓地域のブランド化など、コロナとの共存をさらに一步前に進める取り組みについて新年度予算に盛り込んだところであります。

次に、岩手県の第2子以降の3歳未満の保育料を無償化する方針を受けて、さらなる拡充の考えについてのご質問がありました。

岩手県では令和5年度において第2子以降の3歳未満の保育料を無償化する子育て支援策の方針を打ち出したことから、当町としての対応については、さきの大友議員の質問に対して答弁させていただいたとおり、この岩手県の子育て支援の強化、充実に向けた補助事業を活用し、第2子以降の保育料無償化を実施するための準備を進めているところであります。

また、さらなる子育て世代への支援方策や拡充については、産み育てやすい環境整備への取り組みをはじめ、少子化問題や、ひいては人口減少への課題に対して効果的な取り組みが進められるよう、関係課と協議を行ってまいります。

次に、高齢者福祉の充実に関して、認知症予防に効果がある補聴器への補助の考えについての

ご質問がありました。

認知症は誰でもなり得る可能性があり、高齢者の4人に1人が認知症またはその予備軍と言われております。当町では、認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「予防」と「共生」を両輪として施策に取り組んでおります。

「予防」における取り組みとしましては、生活習慣病の予防や運動不足の解消、社会参加による社会的孤立の解消などがありますが、町内では通いの場として「平泉いきいき百歳体操」や、高齢者の茶話会である「さくらの会」が行われており、認知症の予防につながる運動や参加者との交流により、社会的孤立の予防が図られているものと考えております。

「共生」における取り組みとしましては、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解の普及啓発の取り組みを行っております。また、認知症を正しく理解するための共有の場として認知症カフェを月1回開催し、認知症本人とその家族の支援に取り組んでいるところであります。

補聴器の購入補助につきましては、令和2年3月会議、令和3年3月会議、令和3年12月会議及び令和4年12月会議において同様の趣旨のご質問をいただき答弁しているところでございます。補聴器による認知症予防の効果につきましては、国で検証、研究が進められていることから、引き続き国や県、他の自治体の動向を注視しつつ、認知症予防のための事業についても引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

次に、農業の振興に関してのご質問がありました。

初めに、「園芸産地形成推進事業」についてであります。ヤーコン、ゴボウ、ブドウを新たな園芸品目として推奨していくため、作物導入に要する種子、種芋、苗及び苗木の購入費用に対し支援をしていくというものでございます。

次に、道の駅平泉の出荷促進、新商品の開発や農産物の6次産業化等について、食品衛生法の改正に伴う支援策についてであります。

昨年より道の駅平泉、県などの関係機関との協議を進めておりますが、現在のところまだ方向性が定まっていない状況であります。引き続き道の駅平泉や県などの関係機関と協議を進め、必要な支援策等を検討してまいります。

次に、観光振興に関して、「マイクロツーリズム」についての考え、今後の取り組みについてのご質問がありました。

長引く新型コロナウイルス感染症により、観光事業者は様々な影響を受け今日に至っているところでありますが、国内でのマスク着用基準の見直しや、5月から感染症分類が5類から2類へ引下げされることなど、新型コロナへの対応も新たなフェーズを迎えます。

議員ご承知のとおり、これまでのコロナ禍においては感染症の蔓延を防止するため、地域や都道府県をまたぐ行動制限により、近場の観光、「マイクロツーリズム」や「ニューツーリズム」が推奨されてきたところであります。一方、今後の国内経済や地域経済をコロナ禍前までの水準まで引き戻すためには、感染症予防対策を継続しながらもポストコロナに向けた観光経済の活性

化が必要であり、近場の地域には魅力ある観光素材が豊富にあることを再確認しながら、マイクロツーリズムも含め、国内外から多くの観光客を迎え入れる体制づくりが重要であると考えております。

ニューヨークタイムズが選ぶ「今年行くべき世界の旅行先」第2位に盛岡市が選出されたことも追い風として、ポストコロナに向け、今後も世界遺産平泉を国内外に積極的にPRしてまいります。

訂正させていただきます。

長引く新型コロナ感染症によりという、5月から感染症分類が5類から2類へ引下げ、これが逆だと。大変失礼いたしました。逆だそうです。「2類から5類」という誤りであり、申し訳ありません。訂正させていただきます。申し訳ありません。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えします。

教育行政方針演述に関して、「平泉が守り育ててきた平和希求の思想を学び、深め、そして広く発信していく使命」についてのご質問がありました。

現在も続くロシアによるウクライナの軍事侵略によって、多くの命が犠牲となり、また、世界的に軍事緊張が高まり世界情勢が不安定な状態となっております。このような不安定な世界情勢が続く中、奥州藤原氏により進められた平和主義・平等主義に基づく国造りは、浄土思想による平和希求の理念等、現代社会において大切な示唆を与えてくれる思想であると改めて認識したところであります。

当町では、独自の郷土学習プログラムである「平泉学」を通じて、平泉への愛着と誇りの醸成を図るとともに、歴史や文化遺産について学ぶ中で、平和の願いや未来の自分、地域について考え発信できる人づくりを目指しております。平泉学に取り組むことは、まさに世界平和の実現を目指す考え方を学ぶ機会であると捉えており、各学校における教育活動や社会教育授業等により様々な場で学習成果を発表する機会を設定し、自らの言葉で発信する活動についても積極的に行ってまいりました。

今後もこれまでの「平泉学」の考え方や目的を改めて確認し、継続して取り組むことにより、奥州藤原氏の平和希求の思いを学び深めながら、主体的に発信しようとする態度の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

まず、それでは新型コロナウイルス感染症について伺いたいと思います。

町長施政方針の冒頭の文の中で、共存、一歩というそういう言葉、話があったわけで、これ自体はそのとおりだというふうに思います。感染の数自体も減少してきているという中で、日常に戻りたいとか、あるいは戻したいと、早く。そういうのは私もそうだし、誰もが思っていることだと思います。

そこでまず、この5類への引下げです。新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけです。これについて、やっぱりこの認識ですか、この下げるということに対する認識、町としての。そして影響というのはどういうふうに考えているのかなということです。

岸田首相が、今、国会開かれているわけですがけれども、施政方針の中で表明し、たしか5月8日ということ、移行するという方向で進んでいるのだと思うのです。ただ、医療費の問題がどうだとか、本人の負担になるとか、あるいは今、老人施設などに対してもいろいろ支援の制度があったりします。今、患者さんが少ないので入院もできるわけですがけれども、当初入院もできない時期があって、そうすると施設で対応しなくちゃいけないということ、最大30万円だったか、そういったこともいろいろ、業界団体でも懸念が広がっているということもあると思います。

そういうことなので、単純に5類への引下げということでも、今後町として、施政方針の中にもありました、どうするかと、感染症について。その辺は改めて伺いたいと思います。5類へ引き下げることによるその認識と影響、どういうふうに考えるかという点です。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

このたび、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが変更になるということで、それが5月8日からというようところが報道等でも通知等でも示されているところでございます。その5類に移行することによりまして、現在のところ、インフルエンザにつきましても現在5類に相当するわけなのですけれども、インフルエンザと同じような取扱いということで、いろいろ様々、医療提供体制ですとか、それから患者報告だったりというところが変更になってくるものと思われまます。

しかしながら、この新型コロナウイルス感染症につきましても、ウイルスの変異がどのようになるかということも分かりませんし、いつまた感染拡大が起きるか分かりませんので、町としては、この5類に移行したとしても引き続き、基本的な感染対策については町民の皆様方にも呼びかけを行いながら、また、感染状況に応じまして国や県の情報なども早期に把握しながら対応をしてみたいというふうに考えております。

また、一関保健所との情報共有など、それから医療機関との情報共有などにも努めながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

いわゆるパンデミックからの回復期で、新しい生活様式というのがどのようになるかというこ

とについて、町民の皆様に分かりやすく説明して、あるいは事業者等も含めて、混乱を招かないようなところをまず考えなければいけないということです。今、保健センター所長が申し上げたとおり、まず最新の情報を提供し、具体的にどういう、感染症対策にはどういう意識が必要か、それがどういうふうに行動に結びつけるかというようなところに町民の皆様の理解と協力をいただくということがまず大前提としてあるわけですが、その中で、マスクの着用は個人の尊重ということでありますけれども、まず大事なのは事業の継続ということがあるわけです。分類が変わったとしても感染がまた再び繰り返されるというような状況は続くと思いますので、まずは事業を継続するために必要な対策があるということと、それから、依然として高齢者とか重症化リスクの高い方への感染が心配されるということなので、今申し上げたとおり意識と行動が結びつくような理解が必要です。それにつきましては、役場の事業所としましても、個人の考え方、判断によるということですが、職員の理解をもらいながら、当面は来庁者がマスクを外して来られたとしてもこちらではマスクを着用し続けるというようなことでの対応で、町民の方が安心、安全というそういうようなところに配慮しながら、受け入れる事業であるとかの実施につきましても行っていくというようなところが大事なかなというふうに思います。

そしてまた、今回の新しいパンデミックによって、オンライン会議とかというようなことでいろいろ時間を生み出すことができたということですから、そういったことをプラスに考えまして、先ほど申し上げたとおりの新しいことにチャレンジしたり、これまでいろいろな課題がありましたけれども、それについての課題解決にもつなげられるように、そういったことを町のほうでしっかりと表明しながら、町民の皆さんに理解を得ながら進めていくということが大事だというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

マスクの問題が出ましたが、個人の自由だよと言われても困るなということも思ったわけですが、そうなってくるとやっぱり私としても何となく、以前にだんだん戻っていくのかなという気がするのですが、埼玉医科大学の岡秀昭さんという教授の方が言っているのですけれども、埼玉医科大学総合医療センターの教授を務めている方です。死亡率のことがよく言われていて、同等だというようなことを言われていて、そのことについて、「新型コロナは感染力が非常に強いのでインフルエンザと同等ではない」と、違うのだよと。死亡率は同じだというような話、低いというようなことを言われていることですね。死亡率は低いけれども、死亡者が増えているのは感染者が増えた。では、死亡率がなぜ低いか、感染者が多いのに。それはワクチン、治療薬、「手洗い・うがい」等の国民の基本的な感染予防意識、この複合的な要因があるのだと言っています。だからオミクロン株の病原性が下がったからというわけではないし、病原性はそれほど変わっていないと言っているわけです。

ですから、繰り返しですけれども、町長施政方針の中でも呼びかけるという話ありましたが、引き続き広報とかあるいは防災無線で、どうしても緩んでくるのだと思うのです、私もそうだし。

その辺はきちんと認識を持ちながら対応していくことを求めたいと思います。

この先生は特に、5類になったらマスクをしなくていいという話、よく聞くと。政治家やマスコミの中でもやっぱり一部誤解があると。だからそういう点では誤解を解く、誤解しないようにということでの情報をちゃんと伝えていくのが重要だとも言っていましたので、対応を求めたいと思います。

それで、もう一つこの点では高齢者施設の支援についてです。私の母親も当時特養に入っていて感染しました。入院できません、もしものことがあったらというようなことで、幸い3日後に熱が下がって大丈夫ですということになりましたけれども、当時やはりこういった施設では入院できない方がたくさんいました。

それでさっき30万円の話もあったのですが、いずれこれが位置づけが変わってくると本当に大変だということで、一関でも、町内でも、常に検査をしていかなくちやいけないと。職員の数も、それから入所者もいるということで、もちろん町内問わず、町内の方々が入所もしているわけで、この方々の命、健康を守っていくということも大事ですし、やっぱり職場も大変だと。なかなか足りない職員確保できないと、こういう状況ですから。そういう中で、こういったキットなどの負担なんかもやっぱり大変だという話も伺いました。

そこで、こうした支援というのは、特に、日々のこの検査キット等への支援というのは今後どうなっていくのかということについて伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

先ほど申し上げたとおり、物理的に密閉・密集等が避けられないような事業とかもあつたりするわけです。1つは事業所における効果的な活用というのはこれまでも行ってきたわけですので、そういった形で、いつまでどの程度までというのはまだはっきりはしませんけれども、当面そのような形でこれまでどおりに、職場にウイルスが蔓延しないような活用方法というのが1つです。それから、事業というか、行事とかの参加者への協力といったようなことも、ある程度継続するということが必要かというふうに思います。具体的にどの分というのは申し上げられませんが、基本的にはそのような考えで活用をするというのは必要かというふうに思いますが、そういうことでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

では、対応をお願いしたいということでもあります。

そして次に、とりわけ観光行政に関わってということで、春の藤原まつりが開催されるものと思います。去年も20万人を超えるたくさんの方々が来たということで、特に去年と今年、状況は変わってくると思います、いろんな対応というのは。そういう中でどういうふうに今後対応していくのかということをお願いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

春の藤原まつりの対応でありますけれども、昨年、3年ぶりに開催をしたところでございます。それで、多くの観光客の方に来訪いただいたというようなところでございますけれども、まず昨年の取り組みを参考に、関係団体と連携しながら取り組むということが基本になります。去年は職員全員体制で感染対策もありましたし、二次交通ということでシャトルバスも運行したところでございます。まだその辺の具体的などはこれからでありますけれども、今年も春の藤原まつりは開催いたしますので、そういった去年の例を参考に反省も含めて、どのようにやるかというのはこれから協議していくものというふうに考えております。

昨年3年ぶりということでお話ししたのですけれども、反省点も多く寄せられたわけでありま。実際運行する保存会の皆様ですとか、その方がやはり担当が替わったりとか辞められた方もいるというようなところで、本当に反省点も多く寄せられております。3年ぶりであって、その後、両山、観光協会、保存会、町と反省の会議を持ったわけでございます。あとは職員の方からもメールが多く寄せられました。こうやったほうがいいのではないかと、この点はよかったとかというようなのがかかり来ておりますので、それを今年の藤原まつりのほうに活かして、改善できるところは改善して取り組んでいきたいというふうに考えております。

感染対策につきましては、昨年はお客さんには間隔を取って、マスクをしてということ、看板で掲げたりしていたのですけれども、今年マスクの着用の基準も変わるということもありますので、その辺も今後検討材料になるかなというふうに考えているところでございます。

以上になります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

去年大分、10団体といいますか、22人ぐらいから支援もらった、それから、ほかの観光協会の方などからも支援あったようですが、私も初めて知ったのですが、植栽、中尊寺通り造りましたよね。それへの安全対策なんかもあったというふうに聞いていました。そういう点では、観光協会あるいは保存会ですか、そういった方々が主体になると思うのですが、やはりもちろんコロナの対応もあると思いますし、そういった安全対策上も、どこかでも話ありましたけれども、東北でも先んじて行われる祭りということで、ほかの観光協会もやっぱり参考にされるということもあったようです。今、新しいほうに、前に進めということからしても、しっかりと成功させなければいけないのだと思うのです。

そういう点でのこの体制というのは、いずれこれからということになるわけですか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

安全対策についてのお話だったと思いますけれども、いずれお祭りを運行するに当たりましては、安全なお祭りというのが大事になってくるわけでございます。昨年の例を取りますと、観光協会のほうで、交流のある観光協会の皆様方に声をかけまして、中尊寺通り踏切に配置をしていただいて警備をしていただいたというようなところもあります。あと、県南局の方も積極的に平泉に来ていただいて、踏切ですとか県南局の副局長さんも自ら来ていただきまして、観光の担当の方も駅前に配置していただいたり、そういった協力を得て昨年は実施したところでございます。

もちろん安全対策というのは非常に重要な部分でありますので、先ほど申し上げたとおり、各関係団体と連携をしながら、多くの職員にも協力をいただきながら、安全な運行に努めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

前任の課長のとき、3年ぶりということで、職員の中でも経験した人も少ないという答弁もありました。そういう中でも、さっき植栽の話、道路にあるものですから危ないということで、去年は安全対策というのが新たに加わったというふうに聞いていました。今度は電柱もなくなって、中尊寺通りの電柱の抜本も終わったようなのですけれども、状況もまた変わってくるのだらうなと思います。いずれにせよ、観光協会、関係者とも協力し、安全な祭り、本当に成功裏に進められるようお願いしたいなということであります。

次に2つ目です。住定住の促進、保育・子育ての充実に関わってであります。

午前中も、第2子からの保育料無償化のことを触れました。その辺に関わって私のほうからということで、これ達増県政が第2子から、それから併せて在宅の子供さんには1万円という、この2つというのが実は全国で初だということだそうです。午前中、東京都の話も出ましたが、そういった積極的な方針を打ち出して、多分今後、新年度予算が決まり補正で出てきて、この2分の1ですか、やっていくのだらうと思うのです。

岸田首相も異次元の少子化対策ということを述べています。なかなか異次元といっても数字が独り歩きというような話もあるようなのですけれども、この少子化というのが全国的に大きな課題となっています。

そこで伺いたいのは、平泉町の合計特殊出生率というのですか、この5年くらいの推移って分かりますか。分かりましたらお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

平泉町の合計特殊出生率ですが、私どもで10年前の平成25年あたりからの合計出生率は、県の保健福祉年報で出されている数字でございますが、平成25年については1.77で、その後、平成29年、平成30年、それから令和元年については1.82という合計出生率になっています。直近で出て

いるのが令和2年度で1.71という数字になっています。

付け加えれば、ご存じのとおり全国については去年がたしか1.30で、今年度はそれよりも出生率が下がっているので1.3を割るとというような状況で、県も同じような数字で推移されているというような状況でございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

お隣の一関市も私調べましたけれども、下がっているのです。そういう中で平泉町は1.7とかというくらいで、踏ん張っているという言い方がどうかは分かりませんが、まだ高いなということになると思います。そこで、やはり子育て支援という狭いくくりではなくて、少子化対策というのですか、そういった立場でも取り組んでほしいということでもあります。

午前中、奈義町の話がありました。これは岸田総理も見てきて、NHKでも報じられました。今、最新は2.95だったと思うのです。そういう点で、さっき言ったとおり、今度補正か何かでこの新しい2人目というのはなるのだと思うのですよ。さらにそこから拡充をぜひ検討してほしいと。新年度予算がどうなるかその後ということになりますから、今それをここでやってくださいというやり取りというふうにはならないと、私も控えめに言いたいと思うのですけれども、それで午前中、松本課長か何かの答弁の中で、いわゆる支援策は総合的なのだということだと思っておりますよ。

この奈義町の場合は、大学まで面倒見るといようなことで、大学生にも出すというやり方もしていました。CNNテレビで取り上げられまして、多分皆さんご覧になっていると思うのですが、「しごとえん」とか移住した方への仕事を探してあげるとか、いろいろ総合的にやっているのです。そういう中で今2.95、全国トップクラスになったということなのです。「Inside Nagi-cho, the Japanese town that pays cash for kids」と、直訳すると、日本の町がお金配ったという話だね、現金を払う日本の町というようなことなのですが、やはり単純に現金を配る。充実したいろんな、保育料の無償化とかいろんなことをやるだけでなく、総合的な仕組みをつくったというところが、10年ぐらい経っているのだと思うのです。でも、人口はやっぱり減っているのだそうです。多分それはご年配の方が亡くなるということもあって、子供は増えてきたけれども、移住者も増えてきた、だから時間がかかる問題だと思っておりますよ。

以前、2016年だったと思います、当時、私、保育料無償化の話をしまして、今、財政調整基金も減ってきましたけれども、そんなことも使ってやったら10年後には違った成果が見えてくるのではないかとたしか言った記憶があります。ですからそういったところもぜひとも見ていただいて、お金の問題、確かにあると思います。大体ふるさと納税とかそんなことを使ったり、宮古市でもやっていますけれども、そういった点で、この先進的なところのことは知っているということですから、ぜひとももう少し、一歩も二歩も踏み込んで検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

さらなる子育て環境の充実というような視点でのご質問かと思いますが、先ほど私、合計出生率の件をお話しさせていただきました。全国や県よりも当町の合計出生率が高いと、しかしながら、合計出生率の考え方については議員ご承知だと思いますが、ではその当時、どのぐらいの子どもが平泉町で生まれたのかと。1.82の、平成29年から3か年、そのときには43人、46人というような出生です。現在直近でも1.71が、令和2年ですが、この時点から25人と。ここ3年、25名、今年度についてはまだ3月時点ですが、今年も、現在25名の出生というような人数になっております。

その一方で、さっき議員からもご質問があった点で、結婚、離婚の件です。結婚者数いわゆる婚姻数が、全国でたしか2021年度は50万組だった。これが2年前からすると10万人の婚姻数が減ってきている。当町においても婚姻数についてはやはり減少している状況がございます。この部分なのですが、結婚を望むかどうかというふうな問題はそれぞれの考え方がございますが、まずは結婚を希望する方々についての支援というのもやはり考えていかなければいけないのではないかというふうな部分も含めまして、今の子育ての方々への支援も当然必要な部分でございますが、まずは、このとおり出生数も増やしていく部分を含めれば、婚姻も含めてこういった総合的な支援、パッケージ的な支援というのを検討していかなければいけないのかなというふうにご考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

奈義町についてなのですが、高校生までの医療費負担、岩手県はたしか今年の夏ですか、高校生まで現物給付になるのだらうと思います。ここは当町でもやってきましたし、さっきの第3子は早くから無料化もやってきました。さっき大学と言いましたけれども、60万円だったかな、やっぱり生活、そういった学費がなかなか大変だというようなことも含めて、町長が大学まで面倒見ようと、そこまでいくかどうかは別として、いずれ十分に検討して、とにかく子どもが、総合的にですよ、結婚の問題もありましたけれども取り組みを強めていただきたいなと思います。

次に移りたいと思います。

高齢者福祉の関係についてですけれども、先ほど来いろいろ、認知症の問題、いろんなプログラムといういろいろな方法あると思うのです、そこを防ぐために。それでこの間、何年と何年と何年の答弁ありましたとあったのですけれども、見ました。おかげさまでというか、見ましたけれども、結局財政とかそういうことではなくて、エビデンスとどこかでも答弁であったような気がします。それがどうもはっきりしないみたいな話もあったり、それで、令和4年には何か出るのだというどこかに答弁もあったと思うのですが、先ほどの答弁にもあったそういった研究とい

うか、その成果というのは出ているのですか。伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

認知症の予防の効果につきましての研究、検証につきましては、現在も行われているような状況でございます。難聴が認知症の危険因子といたしますか、そういうものになるのではないかとという結果を導き出した研究もございました。ただ、その方々に対しまして、補聴器を使用することによって認知症が予防できるのかどうかというところにつきましては、現在も研究が実施中のような内容を確認しましたので、まだはっきりとした公表などには至っていないというふうに認識しております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

これは国の機関になります、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、もの忘れセンターというところがあるのです。佐治さんという方が書いているのですけれども、結局、難聴というのは、ご高齢になって病気とかいろいろあるのだけれども、リスクが高いのは難聴だという、簡単に言えば。そこの中に出ています。大体認知でいろいろな障害が出るのを3割助長させるのが難聴だという話があって。だから、そういう研究結果も出て、まだ途上だと、研究の。との話も言っています。しかし、このぐらいのもう出ていると。私の周りでもやっぱり、耳が聞こえなくなると電話には出ないし、外にも出ない。何せ会話が成立しないからなのです。だからそういう点では、足立区というところはたしか69万、足立区かな、くらいの人口だと思うのですが、そこは多分2万5,000かな、人口も多いのですから1,700万ぐらいの予算組んでいました。だから、ここはそんなに必要ないし、2万5,000で何人からでもいいのだと思います。

よく言われたのは、私は正しいと思うのですけれども、町長、やっぱり子育て支援力入れていくとずっと言ってきました、正しいと思うのです。そういうようなものですから、いや、年寄りたちにもということは何度か聞いたことがあって、だけれどもその方々も子どもたちに予算を振り向けるということは歓迎はしているのです。同時に、やはりそういった老後も安心して社会生活もできるというようなことで引き続き、何年の答弁こうです、何年と何年と何年ありましたということではなくて、それからもう2年も3年もたっているわけですから、そろそろこの点でも具体的な方向性も示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

補聴器の購入補助につきましては複数回、議員さん方のほうから質問もいただきながら、その都度答弁はさせていただいたところでございます。

ただし、近々に補助制度を導入するというところにつきましては、やはり財政的などころもあ

って難しいものと考えておりますけれども、今後国または県、また近隣市町村との状況なども見ながら、時間はかかるかもしれませんが、そういうところにつきましても今後研究をしてみたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

よろしく、十分な検討をしていただきたいなと思います。

そこで、次に移りたいと思います。

農業の関係であります。午後、同僚議員にもありました推奨作物についてです。

私も、土地の未来を考える座談会、7会場参加させていただき大変勉強になりました。本当に、農業委員会あるいは農業委員の方、推進委員の方も大変苦勞だなと思いました。平泉といってもやっぱり地域によってこの作物も、農業の経営の在り方も違うし、そこから伴っているいろんな意見が出て、担い手をどう増やしていくかという具体的な名前も出されていたようですが、出てこないところもあったということで、その中でやはりどう、農地の未来にとどまらず、農業が本当に産業として飯を食っているかというようなことで、この新しい作物への支援とあったのです。

これは関心も確かに何か所かでありました、これどうなのだとか。ですのでそれなりに、これは今度予算にということになるわけですが、それなりの関心はあって、やってみようかなという話も私も何件か伺いました。座談会の中でもありました。

全量買上げということを言っていますが、先ほどもあったのですが、その辺が実際そうなのかなと思ったり、216円でしたか、キロ。三畝やって、1トンぐらい収穫してという話も何回も聞きました。それなりに、今、農家の方も何となくよさそうだなという思いも大分あったように思います。陸前高田で随分推奨されて、今10戸ほどしかなくなったということなのです。なかなかそれもちょっと減ってきたということです。

その辺と、今回これを平泉町として推進していくという点で、その展望といいますか、その辺は実際どういうふうに考えているか伺います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

ヤーコンの栽培につきましてですけれども、令和4年度に実際取り組まれた方がおりました。その方、面積は4アールほどで1,000キロ取られたというようなところでございます。そして、その方が全量買取りしていただけるということで取り組んでいただいております。

今回、企業と話をしている中で、やっぱり全量というのはちょっとなかなか厳しいよというような話になってきておまして、5トンから10トンぐらいかなというような話も出てきております。ただし、新年度にはヤーコンをろ材として使うだけではなくて、ほかのものも、例えば食品として使ったりとか、それから飲料として使ったりとか、そういった部分も含めて検討していくというような考えであります。

いずれ、栽培だけして出口がないとそれは問題でございますので、そこら辺について令和5年度中に検討していくというようなところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私は、座談会で聞いた範囲であります、その中でも米は当町は多いわけです、米作が。田植あるいは稲刈りなどと重ならないというところが非常に魅力というか、そしてやっぱり販路をしっかりとしていけば、そういう点では農家も組みやすいと思うのですが、その辺のところの課題というのはどうなりますか、課題。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

今、議員おっしゃられたとおり、米の作付時期とは若干ずれるというところで、その作業が重ならないというところで、普通の米農家でも十分対応できる部分ではないかというふうに考えております。

課題としては、まだ始まったばかりの事業というか、ヤーコン栽培を町内でもなかなかやっている方というのはおりません。なので実際、どういう土壤が合っているのかとか、その土壤によって収量というものも変わってくるかというふうに考えておりますけれども、現在のところ、そこまで詳しいところまではまだ分からない状況でございますので、今後栽培される方々との情報を聞きながら、方向性などに検討していきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

陸前高田市ではやっぱり価格面が、北海道か何かでは、その買取り業者が北海道と、ちょっと私もうろ覚えなのですが、やはりその辺が課題もあったりしながら、10戸ぐらいになったという話もあるようです。いずれ取り組み始まったということですので、そういった栽培技術、私も実は作ったことがあるのですが、確かに簡単なのです。そういう点で販路の確保とか、そこをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に移りたいと思いますが、食品衛生法との関係は、もうあと一年くらいですから、確かに事前にお聞きしました、いろいろ県との関係。ただ、道の駅ということにとどまらず、農家なのでよね、農家が出せるか出せないかということになってくるので、その辺はやっぱり早く方向性を示していただきたいと思います。

次に移りたいと思いますが、マイクロツーリズムに言葉を、そこにこだわるわけではありません、観光の問題で。県内増えているということもたしかどこかで見ました。やっぱりこれは足腰を強くするということだと思っておりますよ。金色堂建立900年というようなイベントもあって、白河以北、外ヶ浜までは平泉だったと、もちろんみんな平泉だという話ではありませんけれども、やは

りそういった、今度平和の問題になるのですけれども、そういったところで大いにこの問題でも取り組んでいきたいと思って、最後に教育長、教育委員会のところに移りたいと思います。

それで、教育行政方針の中で、やっぱり奥州藤原氏以来のこの平和の思想、これが本当に大切な思想だからということで、私もそこに着目をして、今、世界でも紛争あるいは侵略というような中で非常に大事な点だなと思いました。

それで、実は取り上げた理由というのは、地元出身の元県会議員の方が中学生のときに、平泉中学校だったのでしょね、そのときに、先生が南京大虐殺の資料とか731の資料を持っていったと。そのことと併せて、いわゆる学校の教育現場での政治的な主義主張というのは慎むべきだという内容ではあったのですが、ただ、この南京大虐殺、これも東京裁判で認定されている事実でありますし、それから731、森村誠一さんの「悪魔の飽食」ですか、俳優座の舞台になりました一関でもやりました。やっぱりそういったときに、この平泉が平和のちゃんとしてしっかり教育をしていくというの、非常に大事だなと思うのですよ。

だからそういう点で、この点で引き続き、やっぱりこの辺は、今、世界で紛争と言いました、フィリピンのマルコス大統領が来日して、NHKのインタビューでも見ました。結局あそこはASEANとかPCAだかという、東南アジア、日本も入っています、アメリカも。そこを含めて今いろんな会議やって、ここはASEAN関係の会議で年間1,000回の会議やるのです。つまり、いざこざ、紛争みたいなのもあっても戦争にはしないということなのです。そうやって何とか中国がベトナムとかフィリピンとかいろいろ、侵攻というか何かいろいろあって、基地も造ったとあるので、でも戦争にはしないという努力をずっとしてきたのです。まさに藤原氏以来の平和の思想というのが一致するのだと思うわけです。そういう点で、この教育長の所信のところ非常に私は胸にすっと落ちたのです。そういう点で、そういったことを含めてこの点で、引き続きこの平和、本当に世界に誇る、日本に誇るそういった教育を進めていきたいと思うのですが、もし何かあれば。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

今回、ロシアのウクライナ侵略にとどまらず、いろんな、北朝鮮からのミサイルだとか、中国との緊張感というのもあって、とても日本周辺は非常に緊張状態が続いています。まず、日本としてというよりも、ここに生活している平泉町として子どもたちに今やはり何を伝えたいかという平和の大切さでありまして、平和というのは決して、先ほど議員さんがおっしゃったとおり争いを力で解決してはいけないのだということを、やはりいま一度認識させたいというふうに思っています。初代藤原清衡公はお城ではなくて寺院を建てたということの尊さといいますか、そこをしっかりと原点に戻って子供たちに伝えていかなければいけないのかなと思います。

ちなみに、役場の前にも浄土の心という石碑が立っております。それから、平泉小学校の校門にも浄土の心とあります。浄土の心とは何かということについて、これもまた原点に戻って、お互いに相手の立場を思い、相手に思いをはせることだということをしつかりと子どもたちに伝え

ていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

時間がなくなったので、あと一言だけ。

質問通告していませんでしたけれども、平和首長会議というのがありました。平泉は以前に、今日そちらにいる方ほとんど知らないと思うのですが、高橋議長のお父さんが町長の時代に、2008年に、東北でも先駆けて入ったそういう歴史もありますので、ぜひこういった総会などにも、町長も出席も検討していただければと発言しまして、質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は3月16日午前10時から行います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時15分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 阿 部 圭 二

同 三 枚 山 光 裕